

土地の所有主より土地を借受け、資本勞力を用ゐて收穫を得、其幾分を土地使用の報酬として地主に支拂ふものを云ふ。抑々小作法に數種あり

- 一 競争地代法
- 二 年期小作法
- 三 慣習小作法

等是なり。競争地代とは地代の設定を土地借受人の競争に一任し最も高き地代を拂ふ者に土地を貸付るものを云ひ、年期小作法とは例へば五年若しくは十年と云ふ如く豫め年期を定め一ヶ年若干と小作料を定めて之れを拂ふを云ひ、慣習小作法とは例へば收穫高の三分の一、若しくは四分の一と云ふ如く習慣に定りたる高を小作料として地主に納むるを云ふ。元來世運の進歩は諸事習慣に據るの古風を脱し、競争以て事を決するの風俗を養成す、小作料の如きも亦此の例に漏れざるなり。方今諸國に於て競争小作法年と共に發進し英國の如きは概ね此方法に依り、慣習小作法の如きは殆ど其痕跡を見ざるの境遇

に進めり

第二目 競争地代法

競争地代法に於ては地代は現耕最下等地即ち耕作限界點に在る地の生産力と高等耕地の生産力との差違より生ずるものとす。例へば國の或時期に於ける食品の需用は曩に第四圖の「甲一」と「甲二」若しくは「乙一」及「甲三」「乙二」若しくは「丙一」の三ヶ所の地面を耕して足るとせん。然るときは「甲二」若しくは「乙二」の地代は其生産力と「甲三」「乙二」若しくは「丙一」の生産力の差違にして、「甲一」の地代は其生産力と「甲三」「乙二」若しくは「丙二」の生産力との差違なり。此の場合に於ては「甲三」「乙二」若しくは「丙一」の如く現耕最下等地に位する場所を耕作限界點と云ふ。其土地は多額の地代を拂ふこと能はず僅に名目のみの地代を拂ふに過ぎざるなり。今人口増加し食品の需用増加すれば勢ひ「甲四」「乙三」「丙二」若しくは「丁一」の如き下等の土地をも耕耘に附せざるを得ず、之を耕作限界點の降下と云ふ。此時に至れば曩には只名目上の地代を拂ひたる「甲三」「乙二」等の土地も最早最下等地に非ず

して、其土地の生産力と「甲四」「乙三」等の如き新最下等地の生産力との差違丈けを地代として地主に納めざるを得ざるに至るべし、今事の解し易からんか爲め一等地若干は農業者にありては生産の費用を差引き正味百石の收穫、二等地は正味九十石、三等地は正味八十石、四等地は正味七十石を穫るものとし、代數的方式を以て前陳の理由を示せば左の如し

土地等級	各地收穫高	地代
(一)	100	80 = 21
(二)	90	80 = 10
(三)	80	80 = 0
270		

元來農業も一營業なれば相當の所得なかる可らず、今第一の場合に於けるか如く三等地は耕作限界點に位し之を耕す者は正味八十石を穫れば相當の營業所得あるものとせん、然るに二等地を耕す者は正味九十石を穫るを以て若し地代を拂はざれば例外の利益を得べし、故に三等地耕作者甲某其

利を見て地主に請ひ我に二等地を貸與せよ、我能く五石の地代を拂はん、三等地の小作人乙は八石、丙は九石、丁は九石九斗を拂ふべしと云はん、然らば現に二等地を耕し居る者も二等地より逐出され、三等地を借らざるを得ざるに至れば八十石の正味より外に得る所なかるべきに由り従來借用し來れる二等地を離れ新に生産力少き三等地に移らんより寧ろ十石の小作料を出だし舊地に據りて八十石の正味を得るに如かずとの念慮を起し、互に競ふて遂に二等地と三等地との生産力の差違即ち此場合に於ては十石を地主に納むるに至るべし、一等地も亦之と同一の理にて終に其生産力と三等地の生産力との差違即ち二十石を地主に納め、正味八十石の收入を以て満足せざるを得ざるべし、第二の場合に人口増加し第一の場合の如く二百七十石を以て之を養ふこと能はず更に七十石を増加せざるを得ず、然るに三等以上の土地は既に餘地なく四等地を耕さざる可からざるの場合を想像するものなり、然るに四等地を耕すにも固より相當の利益なかる可らず、其若干を耕すに正味七十石を

得ば相當の利益あるものと推定せば三等地と四等地とは其生産力に十石の
 差違あるを以て前陳の道理に由り三等地は其地主の爲め十石の地代を納め
 ざれば之を借受けること能はざるべし之と同一の理由にて五等地を耕さ
 るを得ざるに至れば四等地は五等地と其生産力を異にするだけのものを地

代として支拂はざるを得ず斯の如く
 耕作限界點降下する毎に其地より高
 等に位する土地は必ず地代を増加す
 るものとす是れ競争地代の原則なり
 元來競争は勉強を奨励し世運の進歩
 を助け世運の進歩は競争をして益々
 其勢を盛ならしめ以て互に因となり
 果となり世を利すること少しとせず
 競争地代法の如きも其利益あると同

第二の場の合

土地等級	各地收穫高	地代
(一)	100 - 70 = 30	0
(二)	90 - 70 = 20	0
(三)	80 - 70 = 10	0
(四)	70 - 70 = 0	0
	340	0

時に亦固有の不便なしとせず例へば茲に甲農業者ありて一區の地域を借受
 け大に資本を放下し其地を改良し其生産力を増加せりとせん然るに乙某あ
 り其利益を見て地主に至り甲の納むる所の地代より大なる地代を出して其
 地を借らんと云はゞ地主は其所有地より所得の多きを得んことを欲するは
 勿論のことなるに由り甲を排して乙に其地所を貸付んとするは人情の常な
 り果して然らば甲は投資の結果を無償にて他人に譲るを好まず尠くとも其
 改良の効力を用ひ盡すまでは土地を保持せんことを欲し忽ち甲乙の間に競
 争を起し地代を増加すべし然れども斯の如くするときには甲は改良の全利を
 收むること能はず改良の念慮一般に挫折せられ土地を濫用し其天然の精力
 を傷ふの患あり故に此不便を避くるの方法を講せざる可らず之を名けて賄
 償法と云ふ其方法は例へば茲に前記の甲が其借地を乙に譲らざるを得ざる
 場合に於ては相當の評定法を設け甲の放下したる資本の餘力存するときには
 乙をして之を償はしむるものとす然るときには甲は聊か資本を失ふことなく

自由に土地を改良することを得べく、乙も亦甲の改良の結果を奪はんと欲して妄りに競争を爲さざるべく、地主も亦借地人が其資本を以て土地を改良したるが爲に袖手して小作料を増加することなく、之を増加せんと欲せば其資本を償ひ然る後ち之を増加するものとせば、借主に於て聊か躊躇せず土地を改良することを得べし、現に英國に於ては法律に舊借受人が土地に放下したる資本の餘力尙ほ存するものあれば新借受人之を償ふべきの規定あり、名けて「コンミニユテーション、アクト」と云ふ立法の注意周到なりと云つべし、斯の如くなれば則ち競争小作は毫も不便なく其害を避け其利を收むることを得べきや疑を容れず

第三目 年期小作法

年期小作は往々九十九年の長きに渉るものあり、而して其間小作料一定して動かず、年限中は借受けたる土地より逐出さるゝの虞なく、又其土地を改良して收穫を増加することも小作料を増加せざるを以て安んじて事業に従事し十

分に資本を放下することを得べく一見頗る便利なるが如し、然りと雖も一方より之を見れば此法にも亦不便なきを得ず、例へば年限中農業者に於て其事業を怠り大に收穫を減じ、又は農産物の價格増加の爲め借受人に於て十分に土地を利用せざるも、小作料の低廉なるが爲め實際の不便を感せず、又農業を勉めざるが如きことあるも他の農業者來りて競争を試み以て現借受人を逐出すこと能はず、又年期に近つき地力を盡して荒廢に歸せしむるの虞なしとせず、方今露國の小作法は普通十二ヶ年を以て一期と爲すと雖も實際小作契約は概ね一年を以て慣例と爲すを以て其結果國中到る所掠奪農業行はれざるはなく、クーパー、ペンツク地方及スダウロポール州の如きは最も甚たしく森林滅し河川乾涸し雨量度を失ひ廣漠なる耕地細沙を以て覆はれ農民所在に落魄し流民と化し去りし者一百万人の多に及ぶの實況たり、鑑みずんはある可らざるなり、故に全局面より之を論ずれば年期小作の方法は一國農産の發達を妨げ其供給を増加すること能はざるの不便あり、故に此法も廣

く之を使用すること能はざるなり

第四目 慣習小作法

慣習小作料の比例は國々の習慣に據りて定まる、佛蘭西、伊太利の如きは此方法今日尙は行はる、此方法に據るときは農業者資本を土地に放下すれば其利益を地主に分たざるを得ざるを以て投資改良を妨ぐるの虞なしとせず、而して豊年に於ても凶年に於ても等しく一定の割合を地主に拂はざるを得ざるを以て豊年に於て穀價廉るときは地主の収入を減じ凶年に於ては却て之を増加するの奇觀を呈することなしとせず、而して凶年に際しては農業者に剩す所實に僅々たる部分に止まり非常の困難を來すべく、而して農業者若し巨大の資本家にして手廣く農業を營む者なれば或は農産物の騰貴に由り損失を免かるゝことを得べしと雖も、僅々數畝の地面を借受けて自ら耕す者所謂小作人の類ならしめば或は其食料をも剩さゝるの極に至ることなきを保せず、果して然らば是れ頗る不公平の結果を生ずるものと稱ふべし、又此方法は

毎年收穫の高を定めざるを得ざるを以て彼の檢見取の如き弊習を馴致し地主と借受人との間に紛議を生ずるの不幸なきを保せざるなり

第五目 小作料は世運の進歩と共に増加す

既論の如く營業所得の歩合は世運の進歩するに従ひて減少し、勞銀歩合は世運の進歩と同比例を以て増加すること能はずと雖も、小作料は則ち然らずして人口資本の増加其他種々の進歩に由りて常に増加す、而して其増加の度最も強きは競争地代にあり、抑々土地は人口資本の増加と共に増加すること能はず、其供給に限りあり、今生産の景況に變動なくして人口増加せば食品原料品の價格必ず騰貴せざる可らず、其價格騰貴せば農業者の利益他業の利益に超過するを以て資本勞力の之に向ふ者多きを致し、忽ちにして土地に對する競争を起し、農業の利益が他の營業利益に超過するの高は悉皆小作料として之を地主に納めざるを得ざるに至るべし、又他に變動なくして資本増加せば其費分は農業に向ひ土地の需用を増加すべく、假令其増加悉く他業に向ふと

するも、他業に於て營業所得の歩合を減少すれば獨り農業のみ其所得の歩合を保つこと能はざるは自然の勢なるを以て地主は必ず小作料の増加を請求すべし、此時に當りて農業者は地主の請求を容れずして他に其資本勢力を使用するも地主の請求に従ひ小作料を増加するも其得る所の利益は共に同じかるべきを以て、終に地主の請求を拒むこと能はざるに至るべく假令地主より小作料の増加を請求せざるも斯の如き場合に於ては忽ち競争を惹起し小作料を増加すべきは自然の勢なり又人口資本に増加を來さざるも學術の進歩に由り或は從來耕作することを得ざりし土地に適する植物を發見し、或は新規の肥料を發明し、簡便なる耕作器械を發明し、或は道路の開鑿改良等に由り運搬の便を増す等の事あれば進歩以前には耕すも利益なかりし土地と雖も相當の利益を生ずるに至るべく隨て小作料を増すことを得べし、加ふるに實際に於ては人口資本の増加と各種の進歩改良とは相伴ふて起るを通例とし、小作料は世運の進歩に従ひ類りに増加して殆ど其停止する所を知らざる

の勢あり、嗚呼地主も亦運命の寵兒なりと云ふべきなり

第六目 持地耕作法

持地耕作法とは農業者自から土地を所有し、自から之に資本を放下し自から之に勞力を施して耕作するものを云ふ、此場合に於ては農夫一身にて地主、資本家、勞力者の三資格を兼帶し小作料、營業所得、勞銀を併せて之を自己一身に收むるものとす、即ち此方法に依れば資本を放下し、勞力を屬み收益を増加せば以て其利益を一人にて全收することを得るが故に頗る土地の生産力を増加し其便利多大なり、然りと雖も此方法に於ては到底大農の利を收むること能はず、隨て新發明の有効なる機械を利用し以て勞力を省略し生産費を減少すること、能はざる等の不利なしとせず、又例へば自己の所有地内に池沼等あり之を放水せば良田を得べく、隣地に川、池、沼、澤等あり其水を引きて我が所有地に灌漑せば良田を得ること甚だ容易なりと雖も、隣地所有主の同意を得るに非ざれば則ち能はざるが如き不便なしとせず、大農法に於て容易に爲し得

持地耕作
法ノ便否

べきの改良も得て之を爲すこと能はざるの不利あり然れども此不便を避くるの方法も亦必ずしも之なきにあらず例へば一地方の自作者互に規約を結ひ其所有地を合併して一大區域と爲し以て相互の所有地を其持場と定め別に職金を爲して機械を購買し之を供用せば以て大機械の利用を全ふすること亦爲し難きの業に非ざるなり而して疏水灌漑等の改良を爲すにも互に協議し地役權地上權の設定等其他の方法に依り持地耕作の利益を維持し同時に大農の利を收め得ざるに非ざるなり只居民公共心の厚薄に由り右の如き協議を遂ぐるに難易ある耳土地の耕作は持地耕作法に依り文明的協議を以て其缺點を補ひ大農の利を收むるを以て最上策と爲す我國の實況に於て殊に然り事國家の經濟に關する大なるのみならず延て國民の元氣に影響すること鮮少に非ず努めずんばある可らざるなり

第七目 利子の釋義及其歩合

利子とは他人に屬する貨幣を借受け其報酬として一日何程若くは一ヶ月又

は一年何程と歩合を定めて支拂ふものを云ふ而して其歩合の多少は貸付資本の需用供給の關係に由りて定まるものとす即ち往時事業未だ發達せず資本の供給少き時代に於ては利子の歩合甚だ高かりしと雖も世運進歩し資本の供給漸やく増加するに隨ひ利子の歩合漸次に減少せしは蔽ふ可らざるの事實なり又方今と雖も百業萎靡して振はず商業沈滞の狀を呈するときは貨幣の需用減して利子低落し之に反して事業活動し市場活潑の狀を呈するときには貨幣の需用増加して利子騰貴するは皆人の知る所なり故に利子の歩合は擅に人爲を以て之を増減し得べきものに非ず高きも之を慮とせず低きも之を喜ぶを得ず一高一低自から原因の存するあり之を低ふせんと欲せば須らく其供給の増加と信用の發達とを計り以て融通の道を開くべし之を是れ爲さずして利子歩合を減少せんと欲するは岳に登りて水を待ち南に面して北斗を見んと欲する者と何ぞ選ばん水豈に高きに就くことを得んや北斗豈に南に廻らんや資本の供給裕かならざれば其價格を減すること能はざるは

論を俟たざるなり

第八目 利子歩合の差異

利子歩合は大體に於ては貸付資本需給の關係に由りて定まるは論なしと雖も同時同場所に於ては資金放下の便否、危険の多少に由り自ら利子歩合を異にす、即ち當座勘定の如きは何時にても元金を引出すを得べく、又貯蓄預金は危険少きを以て利子歩合甚だ低し、而して當座の如きは其素質無利子を以て相當とす、又強國の公債證書の如きは殆ど危険なく加ふるに元金を得んと欲せば之を賣却して容易に之を得べきを以て利子の歩合甚だ低し、然りと雖も信用貸の如きは概ね高利を徴せざるを得ず、又假令抵當物あるも土地家屋の如く容易に賣却し能はざる者なれば利子の歩合高きを通例とす、皆是れ資金放下の便否と危険の多少とに由り異同を生ずるものなり、其他各事業に放下する資本の利子歩合の多少を決する所の原因は營業所得の歩合を定むる原因と相類す、然れども同業若くは類似の事業に放下したる資金の利子は決し

信用の釋

て永く歩合を異にするを得ず、若し一時の原因に由りて之を異にすることあらば忽ち資本家の中に競争を惹起し資本の移轉を促し、久しからずして彼は相平均すべし、例へば預金と公債證書との間に便利と危険とに由り自然に生ずべき差違より多くの差を生じ預金の割合不當に高ければ資金は公債を去りて預金に就くべし、又國際に於ては步佛、獨の如く略開明の度を同くし且つ國境を接するときには利子の歩合に非常の差違を生ずることなきも洋の東西に於けるか如く距離相遠く經濟の情況を異にするときは往々利子の歩合に大差なきを得ざるなり、然りと雖も資本の移轉は勞力の如く艱難ならず、近時漸く平均の區域を擴張するの傾向あるは大勢の然らしむるものと云ふを得べし

第五節 信用

第一目 信用の釋義及其性質

元來信用とは人々相互の間に成立ち吾人をして有償又は無償にて他人に屬

する所のものを使用し得せしむる所の方なり、然るに世に信用を以て直に資本なりと論ずる者往々にして之あり、是れ只効驗の外形を見て深く其性質の起因を探らざるに坐するものなり、夫れ資本は過去勞働の結果にして未だ消費し盡さず以て將來の生産を資くるが爲め使用する所のものたるは既論の如し、故に自他、甲乙の間に於て其形狀を異にせず、然るに信用は人と人との間に成立ち甲の信する所の者乙必ずしも之を信せず、又甲は乙を信すと雖も丙を借すること乙の如く厚からず、丁に至りては全く之を借せざることあるべし、而てし已に此信用を利用して苟も他人に屬する所のものを自己の使用權内に移すときは忽ち償還の義務を生ず、由是觀之信用は資本を移轉するの力にして、資本其物に非ず、全く之と其素質を異にす請ふ一例を擧げて之を辨せん

例へば茲に一村落あり村中某甲なる者あり斧一挺を所有し、他人は之を所有せず、然るに此斧なければ薪を採るに手を以てせざる可らずして一日の勞働

僅に一束の薪を得るに過ぎず、然れども某甲は斧なる利器を所有するが爲め一日に二十束の薪を得るを難しとせず、隣人乙某其利を見て一日甲に至り其斧を借用せんと請ふ、甲平常乙と相知り、其正實、謹慎他人の財産を害ふが如き者に非ることを知る、故に容易に其請求を聽し一束の薪を齎らすを條件とし斧を貸與す、後日丙某來りて斧を借らんとす、然るに丙は精心純良なるも平常粗忽の名ありて斧を害ふの虞なきに非ざれば甲は乙に貸渡せしが如く容易に之を聽さず、十八束の薪を齎らすを以て條件と爲し、纒かに之を許すべし、此の如くならば甲丙の間尙は斧貸借行はるべし、然れども其使用料の高低に至りては之を乙の場合と比すれば固より同日の論に非ざるなり、然るに茲に丁某あり平素粗暴、不信の名高く、面は惡鬼の如く、聲は割れ鐘の如き者あり、彼來りて大聲を發して斧貸すべし斧貸すべしと呼べば唯か能く之に斧を貸す者あらん、甲は斷然丁の請求を拒絶すべし、甲若し老練家なれば丁に向ひて面を和らげ必ず云はん我れ斧を君に貸すこと甚だ容易なり、然れども我れ三十

束の薪を要す君能く之を我に與へんか丁之を聞き二十束を得るの方ある斧を借り三十束の薪を甲に與ふるは是れ得失相償はざるの業なるを以て大喝一聲我れ何ぞ此の如きの斧を欲せんや手から薪を得んのみ咄復た汝と語らんやと憤然として去らん然らば則ち甲丁の間信用成立せず貸借全く行はれざるなり信用の人々相互の間に成立つこと凡そ斯の如し今金錢の貸借に於て斧を元金とし其使用の爲め乙及丙が甲に與ふる所の薪を利子とせば資金貸借の關係を知る甚だ容易なるべし夫れ天信ならざれば則ち歳を成す能はず地信ならざれば則ち草木大ならず人信ならざれば則ち其業を進むる能はざること猶ほ丁某の如し慎まざるばある可らざるなり

第二目 信用の本分

信用は人々相互の間に成立つものなれば資本の如く其所有者は他人に依らず随意に之を使用することを得るものと全く其性質を異にす然らば則ち信用は果して何の要用かある曰く信用は資本の移轉を司どり其効力を増加す

即ち前陳の斧は甲に屬すと雖も能く之を乙若くは丙の手に移すを得るものは是れ實に信用の力に由る則ち知る茲に貨幣を所有する者あり之を他人に貸付するは其間に信用の成立するに由る例へば國民各自に貯蓄の存するありと雖も之を在所に分散せしめば此處に十圓彼處に百圓と散在し生産の幫助を爲すを得ず然るに今之を銀行に預入せば銀行は之を營業者に貸付し又は其手形を割引し一國流動資本の基礎となるを得べし斯の如きは是れ公衆と銀行銀行と營業者との間に信用あるに由らずんばある可らず其他物品の貸借も皆其貸借者間に信用の成立するに由らざるはなし斯の如く信用は在來の資本を一方より他方に移すを以て其本分とす

第三目 信用の効力

信用は斯の如く資本を移轉し營業の現在と未來とを聯絡し運轉循環累劫斷へす以て其効驗を増加するや實に大なり抑々合法にして有効なる資本の移轉は其効用を増加す例へば甲が乙より地所を購入するが如し苟くも其目的

をして合法ならしめ耕地を變して宅地と爲し、宅地を變して學校若しくは工場と爲すが如きは其土地の社會的効力を増すや論を俟たず、家屋器具等の賣買授受皆然らざるはなし、故に賣買授受の圓滑を妨ぐるは其原因の如何を問はず、國富の發達を促す所以の道に非して之を容易ならしむるは國家の生産力を増加するの一良方便たり、今信用は此移轉を容易ならしむ其生産を幫助する疑を容れず、曩に例せし斧の場合の如きも信用成立せずんば此斧は甲に於て毎日不斷に之を使用することなかるべし、然るに信用成立するが爲め甲の使用せざる期間と雖も乙若しくは丙に於て之を使用し得るを以て大に其効用を増加し、隨て生産を増加す、又物品を生産し之を賣却せんと欲すと雖も現金拂を以てするときは買手に其備へなければ急に之を賣ること能はざるべし、然るに購買者をして御賣商若しくは小賣商ならしめば其引取りたる物品を賣捌き、然る後ち其代價を拂ふは容易なるべきを以て、二ヶ月若しくは三ヶ月の後、に決算的に代價を支拂ふこと、せば賣買兩者の爲め便利にして取引を増加

することを得べし、生産者若しくは御賣商の如きも若し直に現金を要することあれば購買者に向ひて爲換手形を振出し又は購買者より約束手形を徴し銀行に依頼して之が割引を受るときは直に現金を得べきを以て敢て差支を生ずることなかるべし、信用の効驗凡そ此の如し、其發達を計るは即ち生産の増加を幫助するものにして其利益たる蓋し大なり

第四目 信用の危険

信用の利益たる斯の如しと雖も元來信用は未來を期するものなるを以て其間債務者に不實の所爲若しくは身代限又は不測の異變なきを期す可らずして多少の危険なきを得ず、其期日の延長に従ひ危険の度を加ふるは免れ難きの勢なり、故に信用取引は成るべく短期にして、債務者の性質と資力を明にするを要す、蓋し債務者が假令幾千萬圓の資力を有するも性行不實にして辨濟を怠る等の事あれば爲に煩る手数を要し債權者の不便となるや論を俟たず、又其性質堅固なりと雖も實力の之に應ずるものなく所謂囊中無一物なれば

又之を奈何ともすること能はざるへし凡そ信用は事を未來に期す故に危険の之に伴ふは言を俟たす其注意を要する斯の如し、夫れ春の徳は風風信ならざれば則ち其花成らず、夏の徳は暑暑信ならざれば則ち其物長せず、秋の徳は雨雨信ならざれば則ち其穀稔らず、冬の徳は寒寒信ならざれば則ち其地剛からず、然りと雖も四徳必ずしも其信を保たす慮はからずんはある可らざるなり

第五目 對人及對物信用

信用に對人と對物との別あり兩者相待て其効力を全ふす、蓋し對人とは債務者の素質資力の如何に依り之を定むるものを云ひ、對物とは其提供する所の質物若くは抵當物を以て之を判するを云ふ、往時事情單純、人質朴にして風俗厚く質物及抵當物多らざるに際しては前者大に行はれ、後世事情漸やく繁密人心浮薄に流るるに方りては勢ひ後者の力を藉らざるを得ず、而して公債證券債券株券等の如き便利なる質物其供給を増し、登記の如き権利の保護説明

の方法亦大に備はり對物信用の擴張を幫助す、然りと雖も實際に臨では對人信用最も便なり以て大に其發達伸張を計らざる可らざるなり

第六節 價格

第一目 價格と市價との區別

價格とは物品と物品との交換比例を云ひ、市價とは物品と貨幣との交換比例を云ふ、例へば米一石は麥二石に當り、麥一石は甘藷十石に當ると云ふときは米一石は麥二石の價値を有し、麥一石は甘藷十石の價値を有するの意味なり、然れども米一石は金十圓、麥一石は金五圓、甘藷一石は金一圓なりと云ふときは右の三品を貨幣にて算したるものにして即ち市價を示すものなり

第二目 一般價格には増減ありて昇降なし

價格は斯の如く物品と物品との交換比例なれば其昇降は孰れか一方に於て其價格の増減を示さざれば見る能はざる所の現象なり、例へば秋稔らず米穀其供給を減すと雖も、麥作豐熟、麥の供給大に増加せば、米麥二品の交換比例は

第四章 分配 第六節 價格 第一目 價格と市價との區別 第二目 一般價格には増減ありて昇降なし

前例の如く一と二の比例を保つこと能はずして一と三若くは四の比例となるべし然りと雖も米麥の收穫減すること共に平年の一割に達し又は増加すること共に一割なれば此兩品の交換比例は例年と異なることなかるべし之と同様に國中萬般の物品皆同比例を以て増減せば其格價は敢て昇降することなし然れども右の如く萬般の物品皆同比例を以て増減するが如きは決して實地其例を見ること能はざるべし而して米穀不作なるも麥作豐熟を告げ又は麥作凶荒なるも甘藷の豐作を見ることなしとせず隨て年々歳々多少或物品の價格の昇降を見るは天下の常勢なり由是觀之一般に價格を昇降すること能はざるべく其昇降するは一部分の物品の交換比例なるや疑を容れず然りと雖も世を隔て又は國を異にして之を論すれば方今は昔日よりも物産多量にして交換力即ち購買力多く甲國は乙國よりも物産富裕にして交換力多く價格の合計増加し又は乙國と甲國とを比較して各其價格の合計多し若くは少しとするは毫も妨げなし

第三目 市價の昇降

物品の價格は一般に昇降すること能はずと雖も市價は物品と貨幣との交換比例なれば一般に騰貴するを得べく又下落するを得へし例へば明治十二三年の頃には紙幣大に下落し米價は一石十圓以上となり一般の品物は之を貨幣に比して甚た貴かりしは吾人の記憶する所なり當時若し米のみ高かりせば各人其歳入を以て米に費す所のもの割合に多からざるを得ずして他の物品の需用は從て減少せざるを得ざりしなるへし然るに當時一般市價騰貴し米穀の高價なるに拘はらず百般の物品皆騰貴せり是れ紙幣多きに過ぎて其價格下落せしを以て市價一般に昇騰したるに由る之に反して明治十七年の末頃より紙幣消却の効驗漸やく顯はれ米價四五圓臺となり諸般の物品共に下落せり是れ決して米の下落に由りて物品の下落したるに非ざるなり若し貨幣の景況に變動なく米のみ其自動の力を以て下落したりとせば他物品の價は必ず騰貴せざるを得ず何となれば斯の如き場合に於ては各人同一の歳

入を以て米に費す所小額に止まるか故に必ず他品の需用を増加すへければなり、然るに當時一般物價の低落したるは紙幣其價格を復せしに由るものなり、此現象は紙幣の増發に止まらず金銀の供給急に増加するときも同様なり、即ち彼のキャリフォルニア及澳洲の金坑發見の後ち其盛時に於ては一日勞力の報酬五弗に達し、醫師一回の診察料百八弗、黒奴の料理人の給料一ヶ月四十弗に達せり、當時産金地の物價は平均紐育の八倍に達せり、市價の場合に於ては斯の如く一方に貨幣てう一物あり、他方には一般物品てう一體の物あるを以て、彼是比較して一方の昇騰一方の降下あるを得るなり

第四目 價格の源泉

價格は當該物件の充用の有無と之を獲得することの難易とに由りて其有無多少を決す、蓋し人間必要缺く可らざるの用あるものと雖も、之を得ること容易にして敢て勞働を要せざる物は價格を有する能はず、空氣日光の如き即ち是なり、元來此兩者は生物世界に必要缺く可らざる物たるは多言を要せず、蓋

し空氣なくんば萬物得て其生を保つこと能はず、日光なくんば草木動物共に發生するを得ざるなり、此兩者は造化自然の惠與物にして人之を私する能はず、天下億兆の民勞せずして之を得、普通の場合に於ては賣らんと欲するも其術なく、買はんと欲するも其要なく、以て交換價格を生ずるの要素を缺く、黄金は常に貨幣を製造するに適當なるのみならず、器具裝飾美術品に用ゆるに適し、其價頗る高し、然れども其之を得ること土砂瓦礫の如く容易ならしめば大に其價格を減すべし、之に反して得ること甚だ難し、雖も其用甚だ少き物は其價格亦少し例へば茲に人あり偶々富岳に登るに路傍金色の礦物あるを以て以爲らく是れ金鑛ならん、億兆富既に之を得たりと爲し、其重量を厭はず、擔ふて以て岳頂に登り提て以て辛ふじて家に歸り之を鑛物學者に示せば何ぞ測らん、是れ一塊の硫鐵にして一錢の價なし、之を得ること斯の如く夫れ難き其用少なきこと斯の如くなれば固より勞報償ふ所なし、由是觀之、其物用ありと雖も得ること易く又得ること難し、雖も其用少きものは價格極めて少し

其相當の價格を有する物は之を得ること空氣日光の如く容易ならず其用あること黄金の如くならざるを得ざるなり

第五目 價格の多少を決する原因

價格は物品と物品との交換比例なれば當該物品需給の關係如何に依り其價格を決するや論を俟たず蓋し人口増加し食品及原料品の供給之に應せざれば供給不足して其價格騰貴する然るに人口其他の事項に變動なく機械の發明農業の進歩等ありて工産若くは農産の供給増加せば其價格下落す何となれば發明進歩に由りて該事業に従事する者が普通の所得より多くの歩合を得るに至れば忽ち資本勞力の競争(專賣免許中の者は競争を免るべしと雖も)悉起し其生産品の供給を増加す可ればなり

第六目 價格は物品の種類に由り其趨勢を異にす

價格の生ずる原因は前陳の如しと雖も物品の種類に由り其變動の景況を一にせず請ふ少しく之を辨せん

第一 供給に限りあるもの

供給に限りあるものとは故人の書畫古英雄の遺物名工の細工物等の如く現在未來に於て如何に資本勞力を費すも其供給を増加する能はざる所のものなり此類に屬する物品の價格は人の嗜好に由り其高低を決し其物の生産費等は價格を定むる力を有せざるなり例へば茲に應舉の筆に係る鯉魚の書幅ありとせん神筆眞に迫り實に水中に游泳するが如し然れども觀者無風流なれば取て之を意に留めず其價格を開き却て愕然として去るべし若し畫心ある者をして之を見せしめば垂涎措く能はず甚しきに至りては産を傾けて之を購はんことを爲すべし此類の物品に於ては同一の物品にして其價を異にすること斯の如し而して世運進歩し嗜好益々高尚に達し資力愈々増加するに隨ひて此類の物品は其價格を増加する傾向を有す

第二 供給に限度なしと雖も之を増加するには割合に多くの資本勞力を要するもの

第四章 分配

第六節 價格

第五目 價格の多少を決する原因

第六目 價格は物品の種類に因り其趨勢を異にす

農産物、鑛物等は此類に屬す、農産物、鑛物等總て採集業に屬する事業の生産は優等の地既に十分に使用せられたる後は學術の力に依るにあらざれば其供給を増加する毎に必ず劣等の地に依りて是を得ざる可らず、故に其供給の増加を要すれば必ず従前より割合に多くの資本勞力を要し其價格漸次増加するは數の免るゝこと能はざる所なり、只其増加をして勢を逞くすることを得せしめざる所以のものは學術、應用の功と云ふべし、而して此類の物品に變動起ることあれば急に需給の平衡を保つ能はず、二三の物品久しく高價を占め又は低價の悲境に沈淪せざるを得ざることあり、例へば凶歲に際し五穀の供給缺乏することあれば(輸入の働きは姑くなきものとし)播種より收穫まで數月を閱するを以て急に供給需用に遭遇すること能はず、五穀の價は半歲以上其生産費に比して非常の高價を保ち、其相當價格に復するは五穀の生産を増加し以て其供給を増加したる後にあり、反對の場合に於ては價格殆ど生産費を償はざる程に低きこと數月に渉るへし(輸出の働きは姑くなきものとし)是

れ他なし既に一年の供給を生産したる以上は漫然之を消費し去ること能はず、其價格を復するは供給の過當を悟りて生産を減少し以て其供給を減したる後にあればなり、鑛産物亦然り例へば銅の需要増加するも素と是れ地中より掘出すものなれば急に之に應ずべき供給を出たし能ふや否や固より期すること能はず、又供給減するも鑛山より銅を出たさゝれば又之を奈何ともすること能はざるへし、伐木の業亦然り、蓋し社會の趨勢、大に木材の需要を増すと雖も急に懸山より生木を伐出し以て直に其需用に供すること能はず、又一且巨多の供給を備へたる後は急に消費し盡すこと能はざる木材の如きに至りては其供給をして需用に應せしめ其價格を保たんが爲め俄に供給を減すること能はざるへく、時としては殆ど利益なき低價を以て之を賣却せざるを得ざるへし、由是觀之第二類に屬する物品は其供給を増さんと欲せば割合に多くの資本勞力を要し、一たび需給の權衡を失へば之を復するか爲め數月を要すへく、其間營業者の爲め或は意外の利益あるへく、或は非常の損失あるを

免れず、而して意外の利益は翻て非常の損失を生ずべき原因となり、非常の損失は意外の利益を伴ふを通例とす、何となれば其の利益の因て來る所を問はず、單に其多きを見て漫然供給を増加すべく又損失に懲りて其供給を減す可ればなり、然れども其利益の如きは資力強大にして能く其損失に耐へ同業者或は斃れ、或は其業を減縮するも依然として舊の如く業を營むを得る者にあらざれば固より之を得ること能はず、資本薄弱なる者の如きは一敗地に塗れ復た立つこと能はざるに至るべし、故に此類の物品の生産及分配に従事する者は宜く需用供給の權衡如何を鑑み深く其過不足を生ぜざること注意せざる可らざるなり

第三 資本勢力を要すること割合に少くして限りなく供給を増加し得るもの

工産物は此類に屬す、抑々工産物は農産物の如く其生産に季節なく、資本勢力の勢力を増加すれば隨意に其供給を増加し得るを以て或種の物品の需要増

加して其価格を増加する勢あるときは忽ち之が供給を増加することを得べし、而して工産は概して其製造物品に多きを加ふれば機械益々其精巧を増し、分業愈々發達するを得べく、監督も亦割合に容易にして學術應用の範圍最も廣く生産費を減するの餘地最も多し、故に此類に屬する物品は需用に應じて速かに其供給を増加することを得べく、其増加は又割合に費用を要せざるべし、之に返し需要減するときは其生産を減じて價格を維持すること容易なり、故に工産に於ては需用供給相應せずして其生産費外に價格の高低を見ること稀にして、假令之あるも暫時の現象にして速かに相當價格に復すべし、是等の物品産出には人爲の以て之に加ふべきもの甚だ多く發達の餘地綽々として存す、將來益々其価格を減少するの傾向あり

由是觀之第一類に屬する物品は市場普通の價格なく只之を好む者の嗜好に由りて其價格を増減し、第二類、第三類に屬する物品は一般の需用供給に由りて其價格を決すと雖も、第二類の如きは需用供給相應せざることあるも急に

其權衡を復せず、其價格久しく相當價格以上若くは以下に在ることあるべく而して其一般の傾向は世の進歩に従ひ漸々増進するものとす。第三類にす屬る物は需用供給久しく相應せざることなく、其價格も生産費を離れて久しく懸隔することなく概ね相當價格を保つべし、是種の物品は世の進歩に隨ひ其價格を増加せず、就中中等品以上の物にして原料品を要すること少く、手間と精巧とを要する物品の如きは却て其價格を減少するの傾向あり、第二類、第三類に屬する物品の價格は一時の變動は固より需給の變更に由り免るゝこと能はずと雖も、到底久しく相當價格即ち其生産費用を償ひ之に相當の利益を加へたる丈の價格以上に在ること能はず、又其以下にあること能はざるなり、何となれば以上にあれば資本、勞力多く之に向ひ早晚供給増加して其價格減すべく、以下にあれば資本、勞力之を去り其供給を減じ又は増加せず供給を減して其價格を復す可ればなり、故に是等物品の價格に關しては現場を以て之を論ずれば需用供給の景況如何に由りて之を決し、結局の効驗を以て之を

論ずれば生産費の多少に由りて之を決するものとす

第七節 貿易并に其機關

生産を分配するの通路及分配を爲すに必要な信用、價格等の事は略々之を陳述せり故に今一步を進めて分配は如何なる機關に依りて之を爲すやを論究せん、抑々生産は消費を以て目的と爲す故に現今の如く分業日に新たなるの時運に際すれば生産者は自己の消費の爲に生産に従事せずして其生産物を他物と交換し以て生計を營むを常とす、故に生産物が消費者に達するまでに之が媒介を爲す者なきを得ず、此媒介を爲す者を名けて商賈と云ふ、商賈は之を分ちて卸賣小賣の二種とす、蓋し卸賣商とは生産者若くは輸入者より一時に多量の物品を買入れ再賣を爲す者を云ひ、小賣商とは卸賣商より物品を買入れ之を消費者に賣渡す者を云ふ、凡て物品の消費者に達するまでには右兩者の手を経るを常とす、而して此分配の業たる一地方中は勿論、廣く國中の各地間及國際に行はれ、之を内にしては地方貿易、内國貿易と成り、之を外にし

ては外國貿易と成り、需用供給を媒介調理し、國中各地及國際の物産を運轉交換し互に有無相通じ長短相補ひ以て生産の發達を促し以て市場の活劇を演ず、之を分配事業即ち貿易と爲す

分配の事業にも亦曩に生産に就て論せし如き機關を要するは論を俟たず、而して貿易には前記諸般の機關の外尙ほ港灣、船渠、税關、保税倉庫、港務局等の如き特設の機關を要し、關稅率の如きは力めて簡易ならざる可らず、其他旅館、貿易内案を旨とする物品陳列所、新式雜貨店、デパートメント、ストア、紹介社（見本及物品の輸送及試賣の依頼に應じ、例ら金融及倉庫事業を兼ね）等特別の施設を要し、金融及保險機關の如きも特に内外を聯絡し輸出入の便を圖らざる可らず、方今我國未だ是等の設備全がらず、貿易上大に遺憾なしとせず、抑々我國は一方に無双の發達力を有する北米合衆國を扣へ、一方に無限の需用力を有する老帝國即ち清國を擁し、米亞兩大洲の貿易を媒介するの好地位に在り、我之を媒介し新舊兩大洲の貿易上に便宜を與へ以て四海の幸福を増進し併せ

分配ニ必
要ナル諸
設備

て自己の利益を計るは抑々亦天意にあらざるなきを得ん哉、請ふ進んで貿易の要項を略陳せん

第八節 地方貿易

地方貿易とは一村一郡中工業、農業、其他採集事業等の生産物を互に交換し、又は生産者より卸賣商に其生産物を賣却し若くは卸賣商より小賣商に再賣し或は生産者が直接に小賣商若くは消費者に其生産物品を賣捌くの類を云ふ。例へば近在の農夫が八百屋に野菜を賣込み、或は市を開きて小賣商若くは消費者に之を賣渡し其得る所のものを以て市より衣服、器具等の如き製造品を購買し去り、又は一地方の製造家が其製造品を其他の卸賣商に賣込み小賣商の手を経て之を消費者に分配する等の如き是なり。此等の貿易は實に僅少なるものゝ如しと雖も、日常消費品の如きは多くは地方貿易の補助に依り之を得るものなれば其圓滑の動作を失へば多大の不便なきを免れず、固より輕視すべきに非ざるなり

第九節 内國貿易

内國貿易とは國中各地の物産其種類を別にし優劣を異にするを以て東西其優劣を換へ南北其有無を通じ以て其生産と消費とを助け或は首府其他の都會に於て要する貨物を國中の各地より輸送し以て其需用を充たすを云ふ例へば北海は漁利富むと雖も氣候寒冷以て五穀を産するに便ならず南地は豊饒にして農利多きも漁獲少く以て北海の魚類と南地の五穀とを交換し東方は紡績の術に熟し西方は其水質造酒に適すとせば東方の織物は以て西方の酒類と交換すべく又大國の首府の如く數百萬の人口を有する都府に於ては到底其近地の物産のみを以て其人口を支へ其需用を満足せしむること能はず必ず國中の各地より各種の物産を輸送し以て都人の身體口腹の用に供せざるを得ず之を爲すものは總て是れ内國貿易に與りて力ある所なり元來貿易の事たる其關係する所至大至廣其起因其方策等に付き頗る玩味すべきものあり而して方今貿易の隆盛を極むるの時機に際し貿易中最も吾人の注意

を促すべきものは外國貿易なり何となれば座して狭小なる内國市場に向ひて生産を試みんより進みて世界萬國の市場を窺ひ物産を最も高價なるの場所に送致するの利多ければなり元來貿易の起因其方策の如きに於ては内外貿易とも略々其趣を同くす故に今一躍進みて以て外國貿易の事に論及せん

第十節 外國貿易

第一目 外國貿易の起因

外國貿易とは國と國との間に其物産を交換するを云ふ而して其最も盛大にして且つ利益あるは東洋と西洋との如く全く其物産を異にし開化の模様を一にせざる者の間に行はるゝ貿易及故國と新國との間に行はるゝ所の貿易なり而して歐洲諸國と亞細亞亞米利加亞弗利加濠斯太刺利等にある其殖民地との貿易も亦同様なり抑々外國貿易の事たる萬里の波濤を凌ぎ身體未だ慣れざるの氣候を便し言語不通の不便制度文物の異なるを厭はず勇進邁往以て之に従事せざるを得ず其困難なる固より言を俟たざるなり然るに其事

の今日に行はれて益々盛大なるを見る所以のものは宇内の大勢東西長短を補ひ南北有無を通ずるの已むを得ざるに出づるものとす元來外國貿易の起因する所以のものは甲國の或る物品を生産するは乙國よりも容易なるか將た甲乙兩國互に自ら生産し能はざる物ありて其有無を交換するにありとは夙に世人の熟知する所なり然れども是れ只單純の原因にして貿易の國際に行はるゝは單に物品生産の難易若くは或る物品の有無のみに由るに非ずして生産の難易に於ける比例の差違即ち甲國に於ては當該兩品事の解し易からんか爲め假りに甲乙兩國の間只兩品を交換するものと見做す尤も幾多の國と貿易を爲し幾多の物品を交換するも理に於ては一なり共に乙國より廉價に生産し得べしと雖も一品の利益は四倍に達し一品の利益は二倍に止まるとせば甲國は四倍の利益ある物品を生産し二倍の利益ある物品は之を乙國より得るを以て雙方の利益とす請ふ詳かに之を辨せん

甲國 (例へば日本)

外國貿易ノ起因

- 一 若干の資本と一日一人の勞力とを用ゐて 石炭四噸を生産す
- 一 同額の資本を用ゐて 生絲四貫目を生産す

乙國 (例へば英國)

- 一 甲國と同額の資本勞力を用ゐて 石炭二噸を生産す
- 一 同上 生絲一貫目を生産す

生産の景況斯の如くなれば乙國に於ては生絲と石炭の交換比例は一貫目と二噸にして甲國に於ては四貫目と四噸なり故に甲國に於ては生絲石炭の生産共に乙國よりも容易なること知るべき耳故に一見甲國に宜く自から石炭を採掘すべきが如しと雖も是れ決して然らざるなり即ち甲國が石炭の生産上乙國に對して有する所の利益は二倍に止まるも生絲生産に於ては其利益四倍に達す豈に四倍の利益を棄て二倍の利益を採るが如き愚を爲さんや今甲國の營業者其資本勞力を石炭及生産に分ち兩品を生産するものとせば四貫目の生絲を以て僅に四噸の石炭を得るに過ぎざるべしと雖も石炭の採掘

を止め其力を生絲の生産に集中せば能く八貫目の生絲を製出するを得べし而して其四貫目を乙國に送れば乙國に於ては右兩品の交換比例一と二なるを以て之を入噸の石炭を得べし(實際は運送費保険料等の費用を差引かざるを得ずと雖も之を論ぜざるも理に於て妨げなし且つ此等の計算を示せば事頗る繞密に涉り混雜を免れざるの虞あるを以て之を省略す以下之を做ふ)果して然らば此貿易に依り乙國は毫も損する所なくして甲國は石炭四噸の利益を得べし然れども貿易は相互の利益を以て目的と爲すを以て斯の如く利益が一方に偏するは貿易を永續する所以の道に非ざれば甲國は其輸出したる四貫目の生絲に對し乙國より六噸若しくは七噸の石炭を得二噸若しくは三噸の利益を以て満足し乙國は自國の交換比例に依れば六噸に對しては三貫目七噸に對しては三貫五百匁を得るに止まると雖も甲國と貿易するの故を以て四貫目を得るを喜び互に利益ある盛大の貿易を行ふことを得べし而して兩國の利益の多少は相互に於ける對手國の物品を需用する度合の強弱に由

りて之を決す只甲國は其四貫目の生絲を以て八噸より多くの石炭を得る能はず乙國は四噸より少き石炭を以て四貫目の生絲を購入すること欲せざる耳何となれば此極端に至れば甲國は自から其利益比較的少き物品を生産す可ればなり由是觀之甲國は兩品の生産に於て共に乙國に勝るの利を有すと雖も其利の小なるものを棄てて大なるものに就き乙國は兩品の生産に於て共に劣る所ありと雖も其最も短なる所を棄て、其少なく短なる所に依り生産に従事し以て其生産を交換せば兩國の利益決して僅少に非ざるなり前陳貿易の起因は事理明白所謂自證的にして固より疑の容るべきものなしと雖も之を事實に徴するは又無用の業に非ざるべし請ふ左に一二の事例を掲出せん

西曆千八百五十年濠洲に金坑を發見するや採金事業の利益甚だ高く其盛時に於ては礦夫一日の勞銀五弗の高きに達せしは既論の如し是に於てか農夫は鑛鉞を棄て工は鋸鉋を抛て皆先を爭て採金の事業に馳せ木材の如きは遠

事例

く之を那威、瑞典より輸入し、食品の如きも遂に其供給を歐米に仰げり。夫れ漆洲の地たる多く未開に屬し、樹木乏しきに非ず、食品生ぜざるに非ず、金坑の近隣伐採すべきの樹木あり、耕すべきの土壤あり、而して其土地の膏腴なる固より歐洲地方の比に非ず、之を米洲に比するも敢て劣る所なし、然るに遠く是等物品の供給を外國に仰ぐ所以のものは何ぞや、他なし、採金の利多くして農工伐木等の事業に資本、勢力を用ゆるも採金の業と等しき報酬を得ざれば之に従ふ者なく、強ひて之に従はしめんと欲せば大に其生産品の價格を増加し、採金事業と其利益を均しうするに非ずんば乃ち能はざるの不利あるに依る、爾後金礦漸やく乏きを告げ、採金事業の利益が之を他の事業と比して大差なきに至りて順次農工等の發達を致せり、キカリフォルニア金坑發見の後亦同様の景況を示せり。

論者或は云はん、キカリフォルニア及漆洲金坑發見の如きは是れ非常の事蹟なり、之を以て普通の例となす可らずと、蓋し此の金坑發見を以て通常の事と

するは則ち不可なり、然れども前陳の理由を説くに何ぞ事の非常と通常とに屬するを以て差異を生せんや、今日實際諸國の間に貿易の行はるるは此原因に由るもの頗る多し、讀者普通の通例を求めんと欲せば紐育州と西印度の島嶼なるバーベドスとの貿易又北米合衆國と英國との貿易等を見れば果して此事の虚はらざるを知るに足らん、請ふ一言せん。

紐育とバーベドスとの貿易は紐育よりは重に麥、バタの類をバーベドスに輸出し、該島より香料物を輸入するにあり、元來バーベドスの地たる熱帯の島嶼に位し、四季常に青草を絶たず、氣候の温暖なるも、土地の豊饒なるも、由り麥作、牧畜共に紐育の氣候寒冷、氷雪年の半を埋むか如きと其便固より同日の論に非ず、然るは尙且つ此貿易行はるゝ所以のものはバーベドスの香料生産の利が紐育に優ること其麥作、牧畜の比に非ざるに由るなり、蓋し紐育に於ても胡椒等の香料を生産せんと欲せば之が爲に暖室を設け多量の薪炭を費し、培養に注意せば必ずしも之を爲し能ざるに非ずと雖も、斯の如くんば到底損益

事實の例

相償はず、麥作牧畜の如きは寒冷の氣候と雖も香料生産の如く不利ならず、故に紐育に於ては不利の少きものを選びバーベドスに於ては利の多きものに依り以て兩地の貿易を維持するものなり。又北米合衆國ペンシルヴェニア州の鐵坑の如きは其鑛脈の廣大なるを石炭坑に接近するに由り其便利なること萬國復た其比を見ず、然れども合衆國西北地方の麥作、南方の棉花耕作は非常の天利を有し、其利之を採鐵の業に比して更に大なるを以て英國産の鐵に多大の保護税を課し、農利を剝奪して採鐵製鐵の事業を保護すと雖も、棉花及麥類の輸出盛にして鐵類の輸入止まざるは英米貿易往時の實況なり、其他萬國の貿易に於て斯の如きの例殆ど枚舉に遑あらざるなり。由是觀之、外國貿易の起因する所以のものは單に國際に或る物品の有無又は其生産の難易のみに止まらずして、一國に於ける當該品を生産の難易と他國に於ける其難易との比較上に存する所の差違に由るもの多きに居るや疑を容れざるなり。

第二目 生産費の多少か内外貿易上に呈はす所の結果の差違

然れども一國內に於て資本、勞力の移轉容易なる場合に於ては前陳の理由其効驗を顯はさず、甲地方に於て兩品共に其生産乙地より容易なれば資本勞力忽ち乙地より甲地に移らん例へは前に例せし甲地を埼玉縣とし乙國を東京府とせば其生産の景況左の如し

- 埼玉縣
- 一 若干の資本と一日一人の勞力とを用ゐて 石 炭四噸
 - 一 同額の資本勞力を用ゐて 生絲四貫目
- 東京府
- 一 埼玉縣と同額の資本勞力を用ゐて 石 炭二噸
 - 一 同上 生絲一貫目

石炭と生絲との生産の景況果して斯の如くなれば東京府下に於て石炭採掘

に従事する者は直に境を接し僅に數里を隔つる埼玉縣下に於ては同額の資本、勞力を以て二倍の石炭を採掘し得るの利あるを見て忽ち其資本、勞力を彼地に移し、東京府下の石炭採掘の業は頗に廢滅に歸し、埼玉縣下のものは益々隆盛を致し、東京府と埼玉縣との間に石炭と生絲の交換忽ち其跡を絶つに至らん、國の内外に由りて貿易興廢の景況を異にする概ね斯の如し、同國中にて土地甚だ遠隔し資本、勞力の移轉困難なれば國際同様の有様を生ずべしと雖も一國中は先づ資本、勞力の移轉容易なるを以て本文の如きを通例とす、若し人民に愛國心なる者なく一國を擧げて他國に移住するが如きことあらば内外の差別頗る消滅すべしと雖も、斯の如きは吾人の望む能はざる所にして、高却を經るも蓋し見るを得ざる所なり、今之を事實に徴するに英國人は霧中に住み、和蘭人は海岸に長堤を築き海底より低き地に住居し、露人は氷雪の中に住し、他の一方に南阿地方、南洋の群島、南米、濠洲地方等の如く土地廣潤、氣候溫暖の地ありと雖も未だ國を擧げて之に移住せず、尙且つ常に本國の強を誇り

其美を稱賛するは人情の常なり、人民の其國を愛すること凡そ斯の如し、内外貿易に於て其起因興廢の景況を異にする又深く怪に足らざるなり

第三目 外國貿易の成立は生産、難易の比例に差違あるを要す

甲國に於て兩品とも乙國よりも其生産容易なるも尙ほ貿易兩國間に行はるるは既論の如く其利益の比例相異なるを要す、若し比例異ならず甲國に於ける兩品生産上の利益同一比例なるときは甲乙丙國間に貿易の行はるゝ蓋し稀有の事なるべし、今甲乙二國に於て石炭と生絲の生産に次の如き比例を示すものとし之を論せん

甲國

- 一 若干の資本と一日一人の勞力とを用ゐて 石炭四噸
- 一 同額の資本勞力を用ゐて 生絲二貫目

乙國

一 甲國と同額の資本勢力を用ゐて

一同上

石炭二噸

生絲一貫目

右の如き場合に於ては甲國に於ける生絲と石炭の交換比例は二と四即ち一と二にして乙國に於ても一と二なるを以て甲國が石炭の生産を止め其資本勢力を生絲の生産に移し生絲四貫目を生産し其二貫目を乙國に送り石炭と交換するも之が爲に四噸以上の石炭を得ること能はず自國に於ても生絲二貫目を有すれば四噸の石炭を得べきに由り何を苦みて遠く之を乙國に求めんや故に兩國に貿易の行はるゝは兩品生産利益の比例に差違あるを要す今少許にても此の比例を異にし例へば甲國に於て生産の景況生絲二貫百目と石炭四噸と交換するが如き勢を示せば甲國に於て石炭の生産を止め専ら生絲を生産し乙國に於ては生絲の生産を止め石炭生産のみに従事し兩國互に此兩品を交換せば甲國は其生絲二貫百目に對し四噸以上の石炭を得乙國は其石炭四噸に對し二貫目以上の生絲を得べく苟も其差違輸出入の費用を償ふ

に足らば忽ち兩國間に利益ある貿易を生ずることを得べし元來本目所論の如き數品の生爲費比例の差違均一なる場合は殆ど絶無なるものにして實際は多少其差違あるものとす而して萬國貿易は曩に陳述したる紐育州パーベドス間若くは合衆國英國間の貿易の如きもの多しと知るべし

第四目 外國貿易に要する注意

第二目に例せしが如く甲國に於て其生産の景況石炭四噸生絲四貫目なるに對し乙國に於ては石炭二噸と生絲一貫目の交換比例を示すが如き場合に於ては甲國は常に乙國の石炭八噸を得るには四貫より少しく多量の生絲を與ふるを以て足れりとするに似たりと雖も實際に於ては丙國丁國等よりの競争ありて甲國は其利を專にすること能はざるものあり例へば丙國に於ては甲國と同額の資本勢力を用ひ同時間に於て生絲三貫五百匁を生産するを得丁國に於ては三貫目を生産するを得べく而して兩國共に石炭の生産に於ては甲國と大差なしとせん然らば即ち丙國は乙國の石炭八噸に對して七貫目

競争の種

の生絲を興ふるも運賃保険料等の事は前に述べしが如く姑く茲に之を論せず以下之に倣ふ強ひて損失なく丁國は又之に對し六貫目の生絲を興ふることを得べし然れども斯の如くしては乙國にのみ利益ありて丙丁兩國に利なきを以て乙國の石炭八噸に對し丙國は生絲六貫目丁國は五貫目を興へて互に利益を分つを得べし果して然らば甲國は獨り四貫目以上五貫目以下の生絲を乙國に興へて其石炭八噸を得ること能はずして必ず六貫目以上を興へて丙丁等の競争を避けざるを得ざるなり斯の如く甲若し六貫目以上を興へば丁は最早之と競争すること能はずと雖も丙は尙ほ六貫目以上を興へて競争を試みん果して然らば甲は七貫目若くは七貫目以上を興へざるを得ず此の如く實地に於ては競争なきを保せざるを以て我國と清國と絹及茶に於て競争あるが如し甲國は唯自國と乙國との生産の景況を比較して直に其交換比例を断定すること能はず必ず丁軍反覆他の競争國の生産力と自國の生産力とを比較對照せざるを得ざるなり若し夫れ之を計らずして單に乙國との

代用品使用の預防

比例のみに是れ依り以て他を顧みざるときは他の競争國に於て少しく生産の進歩するあれば忽ち失敗を來たし之を挽回すること實に容易の業に非ざるべし以上例する所の丙國の競争は甲國の爲め決して悔るべきに非ざるなり丙國も亦自から其力を量らず甲國の實力を詳にせずして漫に競争を試む可らず實地の景況若し前陳の如くなれば其競争に敗を取るや必せり豈に憚まざる可んや

茲に又他の注意を要すべきものあり何ぞや即ち交換の比例を高くして代用品の生産及使用を誘發せざること是なり例へば甲國は已に丙國丁國等の競争に對し全勝を占め殆ど彼等をして再び立つこと能はざらしむるに至り獨り乙國の市場に於て利を專にするの地位を得しと假定すと雖も人間衣服裝飾に要する所の布類豈に唯絹布のみに止まらんや木綿麻布毛織物類皆其材と爲すに足る然るに甲國に於て生絲を以て其利益を壟斷せんと欲し其價格を高ふし乙國に利益を興ふること少ければ乙國に於ては絹布の高價なるが

爲め力を木綿、麻布、毛織物等の生産に加へて絹に代用し以て大に生絲の需用を減すべし、果して然らば永久に甲國の利益を害ふべし、故に甲國其利益を維持せんと欲せば乙國にも相當の利益を分ち、彼をして永久に生絲の使用を爲さしめ、逐年其需用を増加せしめざるを得ず、抑々貿易は相互の利益に出でざる可らず、而して賣買者は其利益を異にせず、結局之を一にす、何となれば賣者に不利なれば供給減じ以て價格騰貴すべく、買者に益なければ以て需用減じて價格下落す可ればなり、身を貿易に投する者少しく茲に注意することあらば又以て誤なきに庶幾からんか

第五目 自由貿易及保護方策

外國貿易の事を論せんと欲すれば勢ひ自由貿易及保護方策の得失に論及せざるを得ず、蓋し自由貿易とは貿易上諸般の抑制を解き全く之を各人の便宜に委ね自由、外國と貿易を營ましむるを云ひ、保護方策とは外國品に重税を課し、若くは内國品に補助金又は特別の便宜を與へ國の營業者をして外國の

競争を免れしめ以て内國の營業を養成せんと欲するものを云ふ、兩黨の説久しく結びて解けず方今尙ほ諸國に於て駁論反擊殆ど其止まる所を知らず、讀者をして倦厭に堪へざらしむるものあり、抑々經濟學の目的は最少の勞費を以て最大の結果を得るに在り、而して實地の情況に至りては、森羅萬象何ぞ一定不變の方便を以て其目的を全くするを得んや、總論に於て既に略陳せしか如く是等兩派の如きは方策を以て目的と爲し、偏執以て時勢に應ずるの道を知らざる者なり、要するに自由貿易黨は干涉束縛の弊害を見て自由放任の利あるを察し、却て自ら部局と全局、部局と部局及現在と未來との關係を忘れ、一部局の便宜と目下の利益とを過慮するの弊に陥りたる者なり、保護方策黨は人爲の獎勵干渉時に特效を奏するを見て其之あるは蓋し自然の勢ひ當初より其間に存するありて、偶々以て人爲の之を助成すに由るものなるを悟らず、其自然に應ずるか將た之に反するかを鑑別せず、専ら事を人爲に求め、現在を苦めて將來を過慮し、却て爲に未來の進歩を妨げ、一斑の發達を鼓舞して全豹

の健康を害ふを悟らざる者なり、夫れ天道は夷かにして人道は險なり、豈に平且つ簡なるの道を捨て、險且つ難きの道に就くを須ひん哉、風定らざるに漁舟を出し、日斜めならざるに牧笛の歸るを聞くが如きは、國家の爲に採らざる所なり、嗚呼、兩黨の説を爲す其誤れる此の如し、何を確執互に相争ひ、全局の發達を妨げ、天與の利益を辭するを須ひんや、吾人の得んと欲する所のものは經濟の目的なり、目的一たび定まらば之を得るの方便の如きは實地の景況に依り自在の變通を試みざるを得ず、何ぞ一定不變の主義を以て之を萬世に傳ふることを得ん、凡そ處世の事、膠柱固執を忌む、時に或は一部局の彼る、者を助けて全局の面目を全ふせざるを得ざるものなしとせず、又軍事政略等の爲め少しく經濟上の利益を損するの已むを得ざるものなきを保せず、史的大勢の觀察を全ふせず、單に一國の現況消費者の利害如何のみを見以て自由貿易に拘泥するか如きは、是れ自ら一箇の黨派論たるに過ぎず、又天然の利益を固辭し、自然の勢を察せず、常に保護方策を唱ふるが如きは、固より其當を得ず、皆是

れ衆盲象を摸するの議を免れざるなり、豈に戒めざる可ん哉。

第六目 保護の目的を達せんと欲せば天然の利益を辭せざる可らず

元來保護方策の目的は内國に於て數種の營業を起し成るべく外國品の供給を仰かざるに在れば、保護論者の認めて緊要なりとする所の論點は、駒井重格氏所譯フオセーソットの自由及保護貿易論第四編にあり、就きて見るべし、其目的を極端に推し十分に之を達するを得せしめば、遂に外國貿易を全廢せざるを得ざるに至るべし、幸にして保護論者中にも此の如き極端に趨る者甚少しと雖も、彼等をして其目的を全ふせしめんと欲せば、事終に其極に陥らざるを得ざるべし、果して然らば、東西南北互に其物産を交換し、其藝術の長短を補ふこと能はず、前數項に於て論せし所の外國貿易の利益を收むること能はざるべし、斯の如きは、是れ豈に海に入り沙を敷へ空しく自ら力を費し、博を磨きて鏡を作り、枉て工夫を用ゆるの類にあらずして、何ぞや、見るへし高々たる

山上雲自ら卷舒し蹈々たる瀾下水曲直に隨ふ、是れ自然なり。若し保護論者をして十分に其目的を全することを得せしめ、而して其期する所の利を收めんと欲すれば、世界を通じて其物産を均一ならしめ、人口と物産と同様の比例を保ち萬國人民の嗜好及其智力、勉強力、學術等をして毫も違ふ所なからしめざるを得ず。然るに此の如きは世界の實況に於て決して見ざる所なり。南北其需用を異にし、東西藝術を等くせず、地球上至る所著しく物産を異にし、又人口の粗密等に差等あるは多辯を要せず、元來物産若くは藝術に些少の差違あれば交換貿易の利益ある論を俟たず、今宇内各國に於て此差異あること已に著し、何ぞ外國貿易に於て有無相通し、長短相補ふの利を棄て保護論者をして其目的を達せしむるを要せんや、凡そ保護方策は外國品に重税を課し貿易事業をして複雑ならしむるを以て隨て費用を要し、被保護品の價格を騰貴し頗る消費者に便ならず、唯二三の被保護品生産者をして保護なければ生産し能はざる物品の生産に従事するを得せしむるの事實ある耳、有司動もすれば一駁

の有無を以て能事と爲す過り之より大なるはなし一駁の有無豈に天下の利害に關せん哉察せずんばある可らざるなり

第七目

保護は被保護者に特利を與へず、被保護品若くは其原料品を生産する土地の地主に利益を與ふ

被保護品の生産者若くは製造者は一見特種の利益を得るが如しと雖も、其之を得るは一時に止まり若くは率先之を得る者の二三の輩に止まる耳、抑々保護の必要は當該生産物が天然の利益を有させるか、又は他國に對し之を有するも國中に之より大なる天然の利益を有する者あるかに由る。嘗て北米合衆國桑港附近の地に於て製茶を試みんと欲し茶樹を培養し漸くにして茶を製し、通常の番茶一斤を三弗の高價にて賣買し其發達を獎勵せしと雖も、數年にして其業全く廢滅せり、鈎を操りて山に上り斧を掲げて淵に入る求むる所を得る又難ひ哉、然るに世上不幸にして之に類する狂者の事業頗る多く殆ど枚擧に遑あらず、彼の合衆國製鐵事業の如きは即ち其一例にして實に合衆國人

保護の
不
なる
実
例

民に非常の損失を與へしものなり、今其西曆千七百七十年頃の景況を以て之を見るに、當時合衆國に於て地鐵製造の爲に使用せし資本額は五千六百十萬弗之に従事せし勞働者三萬七千五百五十七人、其勞銀千二百四十萬弗、地鐵輸入税一噸に付九弗、製造する所の地鐵二百萬噸なり、故に今此資本勢力を麥若くは棉花の生産に使用し之を以て輸入税を課せずして地鐵を輸入せしとせば、二百萬噸の地鐵は千八百萬弗、丈け廉價にて購買することを得たるは數の明示する所なり、又全く製鐵業を止め輸入税を廢して地鐵を輸入せしとせば、右の勞力者に毫も勞働せずして千二百四十萬弗を與へ、製鐵業者には當時相應の營業所得の歩合を七分と見て總資本額に對し三百九十二萬七千弗を與ふるも尙ほ地鐵の廉なるが爲に百六十七萬三千弗を利得すべき割合なり、合衆國製鐵事業の保護が計算上同國の爲め損失を生せしこと斯の如し、又新聞用紙の如きも是れまで一噸に付き十ドルの保護を受けしが爲め一年新聞用紙の價格を増加すること一千萬ドルの巨額に達せり、然るに本年(四十四年)よ

りば一噸十二ドルとなるを以て更に損失を増加せざるを得ず、紙數製造家は原料及勞銀騰貴の爲め保護金の増加を要すと云ふと雖も原料品の騰貴は一噸六十仙を超過せず、豈に二割の増加を要するの理あらん哉、又露國の實況に就て之を見るも保護の爲め英貨十七片にて得らるべき鐵か五一片となり、白耳義に於て三萬四千「ループル」にて得らるべき機械か露に於ては五萬「ループル」を價ひする事實あり、獨逸も亦製鐵事業を保護し輸出補給の制を採り、西曆千九百五年の實況に據れば輸出品製造の爲め仕用する石炭には一噸に付き内地賣價格より一志六片、丈廉價に製造品を輸出し得べき補給金を與へ、地鐵は一噸に付き四志十片、半製品は同上十五志、製造品は同上二十志、廉賣し得べき補給を與へたり、斯の如く補給金附與の九ヶ年中獨逸の鐵類輸出は一ヶ年平均百萬噸より三百萬噸に増加し、產出高は七百萬噸より千百萬噸に増加せり、補給は西曆千九百六

第四章 分記 第十節 外國貿易 第七目 保護に被保護者に特別を與へず、被保護品(中略)地主に利益を與ふ 二二九

する土地を所有する者は土地の供給固より限あれば綿布製造の増加に由り棉花の需用を増加し大に其所有地の小作料を増加するを得べし其他製鐵の事業を保護せば鑛山所有主の爲め借區料を増加すべし葡萄酒製造を保護せば葡萄園の借付料を増加すべく長鞭馬腹に及ばずして結局被保護者に特利を與ふるを得ず其利益は尋常一般の營業に異なること能はざるに至り被保護者の爲には之を受くるに由りて毫も其利益に差違あることなく(時としては保護を頼み供給を利多ならしめ外國へ投げ賣を爲さざるを得ざることあり合衆國及獨逸の製鐵事業等其例甚だ多し)徒らに消費者を苦しめ既に富裕を極むる所の地主に特利を與へ以て富の配當をして益々其宜きを失はしむるの實なきを得ず而して保護を受くる所の物品が鐵類の如く廣く製造の原料品として用ゐらるゝ所のものなるときは各種の生産費を増加し頗る工業の發達を妨ぐるの虞なしとせず由是觀之保護方策は被保護者に利益を與へずして既に富裕を極め特に之を利するを要せざる所の地主に

特利を與ふるや疑を容れず

第八目 保護は營業の種類を増加せず資本勢力使用の方向を定む

保護は内國に於て新に數種の業を起すの利ありと論する者ありと雖も必ずしも保護を以て新業を起すことを得るものと爲す可らず唯若し保護なければ起すこと能はざる或る事業を劣等の場合に於て起すことを得る耳即ち英國は麥の生産に於て北米合衆國に及ばざるは皆人の知る所なり然りと雖も其或る地方即ちヨークシャー或る部分の如きは麥作に適すること合衆國西方優等の地に劣らず故に英國は保護撤去後と雖も此等の地には尙ほ麥を耕作して十分の利益ありて方今と雖も麥の總消費高の二割二分以上は尙ほ内國に於て之を産す只保護の廢止に由り西曆千八百四十七年以前は彼の五穀令(外國の麥に輸入税を課し内國産の麥を保護せし法)の保護に依り僅に耕し得たる劣等の地に麥を耕作するを止めし耳北米合衆國は西曆千八百四十六年

より同千八百六十年までの輸入税は其以後の者(平均四割以上)より軽く、西暦千八百五十七年の法に據れば(平均二割二厘二毛)地鐵の如きも其輸入税輕かりしと雖も右輕税の時期に於てピッツボルクの優等鐵坑に於て鐵の生産を廢止せしことなし、又我國内地に於ても綿花砂糖麥の生産は遂に合衆國及西印度諸島に及はず、開港以來未だ曾て保護税を課したることなしと雖も此等の物品尙ほ其優等地に産出す、凡そ資本勢力を生産に用ゆるの順序は是等をして第一着に最も自然に利益ある所の事業に向はしめ、其集中して利益漸やく減少するに及びて第二等第三等に位する利源に向ふを當然とす、然るに今若し生産の難易を辨せず、強ひて不便なる物品の生産を保護するか如きは自然の順序を誤るものにして、第一等の財源未だ盡きず利益上優等の事業未だ十分の發達を経ざるに已に人爲を以て第二等第三等に位する所の事業に資本勢力を向け大に一國の損失を醸すに至るべし、即ち北米合衆國にありては棉花及麥作の天然の利未だ盡きず、其利益遂に他業の上に在るに方りて已に

工業を獎勵せり、然るに資本勢力の景况未だ之を起すに適せざるを以て、工は農の得る所と同様なる利益を得んとし大に其製品の騰貴を企圖し、西暦千八百六十五年より同千八百七十七年までの十二年の間に保護税の爲め其人民の消費物品を大約七十二億弗程高價に保てり、是れ合衆國人民が右十二年間に保護の爲め損失せし高にして保護なければ生計上右の額を節減することを得しものなり、右十二年間の人口は平均三千五百萬人に達せざりしと雖も、假に便宜の爲め之を三千五百萬人とすれば右の期間に一人平均の損失高二百五弗七十一仙餘、一年一人の平均損失高十七弗十四仙餘なりとす、方今世界に於て最も租税の高きを佛國とす、然れども其國税の高西暦千八百八十六年即ち明治十九年に於て一人に付き凡十九弗八十仙を超過せず、然るに當時合衆國人民は被保護者の爲め殆ど佛國人民の負擔する税額を支拂ひしものなり、合衆國保護方策の費用實に大なりと云ふべし、又英國に於ては曾て資本勢力の景况既に工業を起すに足りしに保護方策を

以て強ひて利益なき劣等の土地の穀物を耕して徒らに價格を高くし以て百
般事業の發達を妨けたり、是れ豈に穀を北にして越に向ひ面を南にして北斗
を見るの類にあらずして何ぞや、保護方策が營業の種類を増加せず只資本勞
力使用の方向を決するや斯の如し、而して常に之をして利益少なき方に向は
しめ計算上に不利なること亦斯の如し其之を利益とするは實際の關係を知
らざるの黨派に非ざれば則ち公益を思はずして私利を謀るの私黨なり、其政
略軍事等に關し遠大の利害を慮り保護を爲すは時に或は瑣少計算上の不利
を償ふ事あるべしと雖も、此等は皆機に臨み變に應じて論定すべき所の問題
にして豫め其利不利を確定すること能はざるなり、夫れ烏獲は力なきにあら
ざるなり、然れども牛尾を取て之を却行せしめんと欲せば令例之を爲し得べ
きも日に尋丈を歩す能はざるべし、之を行かしめんと欲せば須らく桑枝を以
て其鼻を貫き綱を以て之を導くべきなり、果して然らば三尺の童子と雖も處
之を回らし之を歩せしむるを得ん、鑑みすんばある可らざるなり

第九目 百般事業の發達は實業界の關係を複雑ならしめ
保護の不便を増加す

元來保護は他業の収益を割きて二三の營業者を扶助するものなれば、百般の
事業尙ほ幼稚の域に在りて營業の種類未だ多からず、互に相連絡すること今
日の如く精密ならざる時期に於ては強ひて不便を感せずと雖も、百般の工業
漸やく發達進歩するに従ひ其種類及部分を増加し種類益々多きを加へ部分
愈々分るゝに至りては一に便なる所は他に便ならず利害衝突して其不便を
増し、富源發達の障害となること少しとせず、即ち工業未だ發達せず一國主要
の事業尙ほ農事にある時期に於ては農産例へば羊毛に保護を加へ外國の羊
毛に重税を課するが如きことあるも内國使用の量未だ大ならず保護の爲め
其價格を増加するも未だ以て他營業の發達を妨害することなかるべし、然る
に内國に於て工業既に發達し羊毛の使用漸やく多を加やるに方り之を保護
せば忽ち其價格を増加し毛絲、毛布製造の進歩を妨ぐべし、毛絲、毛布の輸入に

重税を課せば染物事業の進歩を妨げ、衣服裝飾品等の製造を妨ぐべし、又食品其他の原料品を保護せば工業の發達を妨ぐべし、鐵、麻、木材等に保護を加ふるときは器具機械の改良、船舶、汽車等の建造を妨ぐべし、器具、機械、船舶等を保護せば工業、運搬の改良進歩を妨げ、商買の取引に便ならず、工業及船舶製造を保護せば物價低廉ならず、國民其生計を易くすること能はずして百業萎靡衰退せん、之を要するに百般物品の製造者、生産者は自己の産出する所の物品に保護あらんことを望み、其所用の原料品、食品、船舶製造等には之なきを冀ひ、運搬業者は其業に保護を受け、同時に積荷の多からんが爲め農産品、工産品の廉價にして其生産多からんことを欲し、而して外品輸入の容易ならんが爲め輸入税の重きを好まざるべく、船舶、汽車、建築費の廉ならんが爲め其用品の廉なるを望むべし、斯の如く保護は之を一品に與ふれば他品他方の嫌忌を來たし、愈々進めは愈々煩雜の關係を惹起し、終に進みて悉く天下の事業を保護し、一般の保護は保護なきと同様なる結果を來たし、所謂車を數へて車なく、到底百般

の事業者をして満足せしむること能はず、徒らに國民生計の費用を増加し、遂に前陳合衆國の場合と同様國庫に收入なくして國民に重税を課すると一般の結果を來たすに至るべし、宜へなる哉、英國の保護は其農産品の價格を騰貴せしめしを以て大に工業者の苦情を買ひ、西曆千八百四十七年の饑饉に至り、細民の困難見るに忍びざるの結果を來たし、コブデン氏等の盡力に由り遂に之を全廢せり、佛國に於ては工業者中頗る保護の不利を感し、殊に西曆千八百七十年頃、タール、カレー、モーリス等の如き工業盛大なる地方の人民主として其不便を訴へ、又北米合衆國に於ても北方の保護、南方の農業に利あらず、南方の人士大に其不利を討論せしと雖も、北方頑乎として聽かず、終に古今未曾有の内亂即ち南北戦争を惹起し、爲に約二十八億弗の公債を起し、死傷百萬を超過す、而して北方戦勝ちて南風競はす、保護政略愈々行はれ、前陳の如く物價騰貴の結果を呈はせり、百業發達し其關係總密を加ふるに及びて保護の不便なる夫れ斯の如し、保護の利益ありと云ふか如きは、只特に一業に利あるを見

て他業に如何なる關係を及ぼすかを見ざる者の論耳、而して其特に工業に利ありと云ふか如きは第七目に論ずるか如く必ずしも然らず、保護を以て一般營業を發達進歩せしむるを得ば則ち可なり、然れども等しく百般の事業を保護し毫も厚薄なからしむるは固より不可能の事に屬す、又假令之を爲すを得るも營業者の爲には保護なきと其效驗を同くし、消費者の爲には非常の不便あり保護を以て一定の主義とし之を以て萬世に推さんと欲するもの、如きは是れ一種の謬見にして固より經國濟民の道に非ざるなり

第十目 保護政策は一たび之を始むるときは容易に解く能はず動もすれば永久となるもの傾向あり

世に保護は社會幼稚なるの時期に之を施し其成長するに及んで之を撤すへしとの説あり、然れども是れ亦一箇の理論にして實際に能く斯の如くなるを得ざるなり、例へば茲に一紡績事業を企圖する者ありて之に五ヶ年の間輸出補助金若干を與ふへしとせんに此五ヶ年の間他に同業を企つる者なく假令

之あるも保護年限經過後なれば可なるへしと雖も右の五ヶ年の二年目に第二の紡績事業を起す者あるときは此者も第一の者と同様の保護を受けざるを得ず當局は第二者には残り三年の間保護を與へ當初より五ヶ年を経過せば保護を撤するの意あるも第二者は決して之に甘んぜず第一に五ヶ年を許せし以上は己れも同様の取扱を得るを當然と爲し國家が第一に厚くして第二に薄きを恨み堂々五ヶ年の保護を請ふて已まざるへし、其請求故なきにあらずれば國家も終に之を許すに至るは殆ど當然の勢と云はざるを得ず、果して然らば五ヶ年經過後に第一者は無保護にて三年の間第二者に競争せざるを得ず是れ固より第一者の爲し得る所に非ざるなり、故に第一者は更に三年の延期を請ふは又是れ殆ど豫期し得べきの勢なり、而して其請ふ所理なきにあらず國家亦之を容れざるを得ざるの窮局に陥るや疑を容れず、斯の如く第三第四第五者等の起るあれば終に保護を撤するの機なく所謂盜東に向て走れば追ふ者亦東に向て走らざるを得ず、嗚呼乎として天下の勢を爲す哉疑を

容れず或は一官衆育を率ひて相共に猛火に入るの慘状を見るなきを保せざるなり凡そ天下の事其始を慎ますんは焉そ能く其終を全ふするを得ん哉察せずんはある可らざるなり

第十一目 保護は物價を騰貴し輸出を妨げ外國競争を誘

致し内國消費者を苦しむ

甲國が乙國市場に於て丙國丁國等と競争し能く之に堪へ勝を制するを得る所以のものは其輸出する所の物品の品質佳良にして價格割合に廉なるに由る然るに保護は被保護品の價格を増加す請ふ一二の例を掲げん合衆國に於ては西曆千八百六十年と九十七年間に始て食品に八割八分衣類に八割五分半屋賃に五割七分家族の一般生計費に七割八分の増加を示し其間勞銀の騰貴は普通勞力に於て五割精巧勞力に於て六割に止まる又西曆千八百九十七年と同千九百七年の十年間を比較するに米國に於ては此間物價の騰貴五割乃至六割に達し英國に於ては三割五分に止まり而かも近く本年に入り最も

著しく騰貴を示す果して然らば其差違は之を保護の結果に求めざるを得ずし獨逸に於ても最近保護政策頻々として行はれ西曆千九百一二年の比較物輸入税の爲め穀價騰貴し當時既に國民か穀物の爲め投する所の金額四億圓を増加し政府か其輸入税の爲め收入する所の金額は僅かに七千萬圓に止まり三億三千万圓は消費者の負擔する所と爲り徒らに穀物の輸入者及耕作者に此巨額を貢ぐの奇觀を呈はせり然るに爾來保護方策は益々其歩を進め西曆千九百四年より同七年の間に勞力者の生計費は二割二分を増加し肉類の騰貴最も甚しく實に三割八分の増加を告げ勞銀の増加は其間僅かに一割に止まる而して物價騰貴の爲め一兵を養ふ所の費用年に四十圓を増加せり保護の影響斯の如し然るに人之を悟らす嘆すべきなり今一步を進めてミューニヒ市の肉類價格騰貴の實況を見るに左の如し(單位は英一斤)

四年次	牛肉	小牛肉	豚肉	羊肉
一八七四	七片半	七片	八片	五片半

一八八四八片半

八片

一八九四

八片

一九〇五

八片半

九片

八片半

一九〇六十一片半

十一片

十一片半

八片半

而して全體の騰貴は過去十年開四十年前三割乃至六割を示す。是に於て哉獨逸人民一人の肉類の消費は西曆千九百四五年の九英斤より同千九百五六年には五英斤に減少せり。而してパワリヤに於ては家畜の運送大に減少し本年(四十年)九月は其運送より得たる收入之を昨年と同様に比して二千六百七十磅を減少せり。此減少及騰貴は保護の結果に外ならず。則ち従前は肉類の輸入税は二セントネル(十三貫七百二十一匁餘)に付き十五マルク乃至十七マルクに止まりしに西曆千九百六年三月以降は一躍二十七マルクと成れり。價格騰貴せざらんと欲すと雖も豈に得へけんや。而して同時に穀物の輸入税も大に増加し千キロに付き小麥は三十五マルクより五十五マルク、大麥は三十五マ

ルクより五十マルク、麥芽用裸麥は二十マルクより四十マルク、燕麥は二十八マルクより五十マルクに増加せり。是に於て哉本年(四十年)七月より九月に至る小麥は昨年と同様に比し六マルク、大麥は四マルクの騰貴を示せり。元來是等の増税は農業保護の爲めに設けたるものなるに英國領事の報告に據れば獨逸農業者は農夫勞銀の増加其他生産費の増加の爲め實際益も益する所なしと云ふ。而して獨逸一般人民は大麥麵麩を常食と爲し白色小麥麵麩の如き御馳支に屬す然るに保護税の爲め従前千五百グラム(ニグラム)は二分六厘七毛弱なりを以て一箇を製せしに數月前より之を千四百グラムに減し伯林に於ては五十フェニクを以て賣却す。今之を敦倫に比するに伯林住民は小麥の黑色麵麩三英斤を得んが爲め倫敦人民が白色小麥麵麩四英斤を得る丈の價を投せざるを得ざるの否境に居るものなり。又小麥麵麩を以て比較するに目下量目二十グラムの者は伯林に於て三片を價し倫敦價格の三倍弱に當る。嗚呼是誰の罪なる乎

今甲國に於て保護政畧を行ひ其輸出品に保護を加へば其市價に多少の増加を來たすべし若し輸出品にして製造品たる場合に於て其原料品に保護あれば必ず其價格を増加せざるを得ず、機械製造、船舶建築等に保護あれば之を以て製造し、之を以て運搬する所の物品の賣價必ず高からざるを得ず、加之保護は輸入を減するの效驗あるを以て輸入税の收入を減し、勢ひ内國税を重くして之を償はざるを得ざるに至るの虞なしとせず、果して然らば第四目に於て例せし甲國丙國開の競争の如き場合は實地決して之なきを保し難く、乙國の市場に於て甲國忽ち失敗を取り、其保護の害を悟りて急に之を廢止し以て丙國等の物品を壓倒せんとすと雖も、乙國の市場既に丙國の物品に馴れ頗る挽回に苦むべし、事是に及んでは甲國は一時非常なる廉價を以て再び乙國市場の歡心を求めざるを得ず、果して然らば此回復の爲め多少の損失を免れざるなり、今を距る三四十年前露國大に紡績事業を保護し爲に輸入税の收入を減少し、内國税を重くせしを以て其固有の物産なる獸脂の價格頗る騰貴し之が

實例

爲め獨逸の競争者を獎勵し其結果延きて英國市場に於て露國の獸脂其跡を斷ちしことあり、保護の外國貿易を妨ぐる夫れ斯の如し、然るに茲に一説あり内國に於て重税を負増するが爲め物品の輸出を妨碍せば之を輸出するに當り其税を拂戻し實際無税品とせば可なり、と夫れ或は然らん而して此方法たる諸國の往々施行する所なり、然りと雖も抑々拂戻税なる者は漫然之を行ふこと能はず、當該物品行動の監督、輸出の證明等苟しくも脱税の防禦に關する所の種々の規則は之を踏まざるを得ず、之が爲め官府の費用を要するは勿論、圓滑の動作を失ひ、商機を過まり輸出業の滯滞を來す虞なしとせず、此等の事は予が所譯ポリユニー氏財政論關稅の部に詳なり就きて見るべし、其輸物品の租税より來るものは尙ほ或は其幾分を避くるを得べしと雖も、機械製造、船舶建築、水陸運等の保護より來るものは到底之を避くるに道なし、故に曰く保護は内國品の輸出を妨げ外國競を誘致すと、又生産超過の弊を生ず其例獨米に多く其結果大に内地消費者を苦しめ外國市場に向つて投賣を爲すの已を

得ざるの悲境に陥ること屢々なり即ち西曆千九百一二年の比獨逸に於ては
 業鐵「メツリツク」一噸（二二〇四英斤）の内地賣價百四十「マルク」乃至百四十五「マ
 ルク」にして輸出價格百「マルク」乃至百二十「マルク」針金同上内百五十「マルク」外
 百三十五「マルク」就中石炭の如きは西曆千九百年には内に於て而して獨逸の
 輸出價格は内地消費の者より「メツリツク」噸に付き六志乃至七志廉價なるは
 珍しからず米國も亦其徹を踏み大鐵管の如きは内地價格一噸に付き五十四
 弗なりしに「メキシコ」へは四十六弗五十仙にて輸出し鍍金小管一英尺は内地
 價格二仙八八五なる二仙四二五にて印度地方へ輸出せり其他類似の場合枚
 舉に遑あらず保護の以て内地價格を騰貴するや疑を容れざるなり

第十二目 保護は外國競争を排するの效力ありとの妄説

茲に又一種の説あり何ぞや曰く保護は外國競争者をして我市場を蹂躪せし
 むるの患を斷つ何となれば保護なければ我事業將に其萌芽を發せんとする
 に際し彼れ數年の経歴と巨大の資本とを以て暫時の損失を顧みず我に於て

幼稚にして漸やく萌芽を發せんとする所の事業に對して競争を試みれば容
 易に我を壓倒することを得べし斯の如くして一たび我を壓倒せば彼は我市
 場を壟斷し漸次其物品の價格を増加し往日の損失を償ふ可ればなりと是れ
 事實を見るに敏ならず一應の理論を以て天下の實際とするものにして固よ
 り採るに足らざるの説なり請ふ之を辯せん例へば我國に於て摺附木の製造
 其萌芽を發し事業將に盛大ならんとするの勢を示すに當り英國來りて競争
 を試み論者の言の如く一たび我を壓倒し而して後ち壟斷を恣にし漸次該品
 の價格を騰貴し損失を償ふか如きは蓋し爲し能はざるの業なりとす抑々摺
 附木を製造する者は豈に只英國にのみ是れ限らんや佛に獨に米に皆此品を
 製す英國若し其價格を騰貴せば是等の國來りて競争すべし然らば則ち英國
 は當初の損失を償ふか爲め該品を高價に賣らざるを得ずと雖も佛獨等は損
 失の以て償ふべきものなく廉價に之を賣却することを得べくして勝算歴然
 として其手裏にあり復た何をか疑はん英國を以て競争に狂し自國の不利を

忘却し只他國の製造を斃すを以て快しとするの病ありと假定するに非ずんば何ぞ夫れ斯の如きの愚を爲さんや、然るに實地英人は商機を見るに敏にして永遠の利益に通曉す、決して前陳の愚を爲さざるなり。若し又英國飽迄第三者以下と競争を試み當初の損失を償ふを意とせず永久に摺附木を我製造し得るより廉價に賣却せば、我物産の豊饒なる資本勞力を用ゆる何ぞ該品製造に限らんや、之を絹、茶等の生産に用ゐば永久廉價に摺附木を買ふことを得ん、英國の好意なる進みて我に廉價の贈物を送らば我れ何ぞ之を辭するを要せんや、由是觀之論者の言の如きは只一應の理論に拘泥し實際の關係と損得の分るゝ所とを探究せざるの説にして固より是れ皮相の見たるに過ぎざるなり

第十三目 英米兩國に於ける保護の差違

保護の事業發達上に不便なる既論の如し、故に英國に於ては夙に其制度を廢し、歐洲大陸に於ては漸やく其勢を減じ又昔日の如く盛ならず、然るに北米合

衆國に於ては少しく其盛時を過ぎしの狀あるも、其勢ひ尙ほ今日に盛にして其富源亦駁々として進歩するは頗る怪むべきものゝ如しと雖も、少しく事實の關係を明にせば是れ決して怪むに足らざるなり、請ふ之を辯せん

元來英國往時の保護は農業を主とし、彼の五穀令を以て其照點とせり、他國の保護殊に合衆國は即ち然らず、工業を以て之が主眼と爲し其保護は合衆國對外國に非ずして工業對農業なりとす、而して英國は其保護廢止の時即ち西曆千八百四十七年既に舊國の地位に立ち人口稠密にして地に餘蘄なく、保護の利を受くる者は専ら既に富裕を極むる所の地主にして其害を受くる者は工業者及勞力者にあり、故に其弊たる富者益々富み貧者益々苦み怨嗟の情自ら制する能はず、時に西曆千八百四十七年の飢饉ありて愈々其の害を明かにし、貧民の困難掩ふ可らず、是に於てやコブテン氏等の説恰も獅子の哮吼の如く餘獸皆竄伏し獅子兒は聞て以て勇健を増しピール氏等の如き賢明の士朝に立ち能く其弊害を察し、内外相應し機熟し勢成り終に五穀令廢止の効を奏し

英國の保護茲に至りて破れたり然るに歐洲大陸の如きは時尙ほ創業の期に際し、多少人爲の誘導を要し加ふるに保護の害未だ此極に至らず未だ其全廢の期に達せざるなり。合衆國の如きは保護の利を受くる者は工業にして其害を被る者は農業なり、而して該國の農利は固より世界無雙にして假令多少其利を剝奪せらるも未だ以て死地に陥るに至らず、恰も貧者の失費は小額なるも大に其痛痒を感し、富者は殆ど之を意とせざると一般、又老者の爲には致命の傷痍たるも壯者の爲には未だ其發達成長を妨ぐるに足らざるか如く、合衆國の農業者は富者の如く其國は猶ほ壯者の如くなるを以て老者を斃すの症と雖も未だ著しき害を興ふるに足らず、以て未だ保護の弊害を表示し人心をして之を嫌厭せしむるに至らず、却て實際に於ては前述の如く物價騰貴の害あるにも拘はらず、合衆國の富源驚くべきの發達を爲せしを以て恰も其發達進歩は保護に原因すと爲すもの少からず、是れ尙ほ壯者は不孱生を爲すも發生の勢其害に勝ちて成長を妨げず、老者は孱生を爲すと雖も衰弱に趨くを見

て不孱生を以て發達成長の原因と爲し、孱生を以て衰弱の原因と爲すか知し實に憐むべきの誤謬と云ふへし、蓋し面的面に害を興へすと雖も壯者の不孱生は害は則ち害なり、後年に及びて其害を示すは數の免ること能はざる所にし、て又往々實地に目撃する所なり、豈に慎まざる可んや

第十四目 外國貿易には多少の檢束を要す

自由貿易黨は各自の利益は各自之を知る敢て他の獎勵干渉を要せずとの説を固執し、一切外國貿易上の抑制を解き全く之を各自の便宜に任せ、自在に外國貿易を營ましめんとす、是れ一理なきに非ず大に玩味す可きものありと雖も、其基礎とする所の各自の利益云々の説も萬世を通じて必ず常に然りとするを得ず、世の變遷に當り國民尙ほ新に利益の道に入るの見聞なく、既に之に入るも未だ之に歩するの術を知らざることなきを得ず、此の如き場合に於ては一臂の力を假し鼓舞誘導を試みることも又何の不可あらん、當に不可なきのみならず或は富源の發達を促し、全局の健康を保ち、圓滑の發達を見るを得

ることなしとせず、元來百般事業の中其一部は遂に他部に超わて進歩すと雖も、他部を棄て、獨歩すること能はず他部の之に随伴するを待つ者なきを保し難し、勿論此の如き場合に於ては後れたる部分は特に其必需を増加すべきを以て自然急劇の進歩を示すべしと雖も、人爲の之を促すものあれば其權衡を得ること更に速なるを得るや論を俟たず、又自由貿易家中税關の設置は便宜の港灣に於て貿易を爲すを妨げ大に外國貿易の發達を障害す、故に關稅は宜く之を廢止すべしと論する者ありと雖も、關稅を廢止すれば之に相當する内地稅を増加せざるを得ず、是れ外國品を保護して内國の生産者を苦むるものなり、元來税關は巨萬の物品開港場に輻湊するを待ちて之を徵收するものなれば内地稅の如く産地に就きて徵收するを要せず頗る便利のものとする、元來歐洲各國の珈琲椰子等に於けるが如く内地に産せずして而かも需用廣き物は最も便利なる課稅品なり、豈に此の如きの良稅を廢して徵收困難にして民業に便ならざる内地稅を増加することを要せんや、而して内國生産品に稅

あらば之と同種の輸入品に課稅せざるを得ず、關稅は決して之を廢止することを得ざるなり、又武器、彈藥、危險物、劇藥等の如き政治上、兵事上其輸入に多少の監督を加へざるを得ざる者少しとせず、全く之を放任するも能く全局の面目を失はざれば即ち、可なり、然れども時勢の變遷と不測の時變とに由り部局の關係其宜きを失ひ、全局の權衡其平を得ざることあれば少しく人爲を加へ權衡を保持せしむるは決して失當の業に非ざるなり

大 大 大 大
賣 賣 賣 賣
捌 捌 捌 捌
所 所 所 所



著 者
發 行 者
印 刷 所

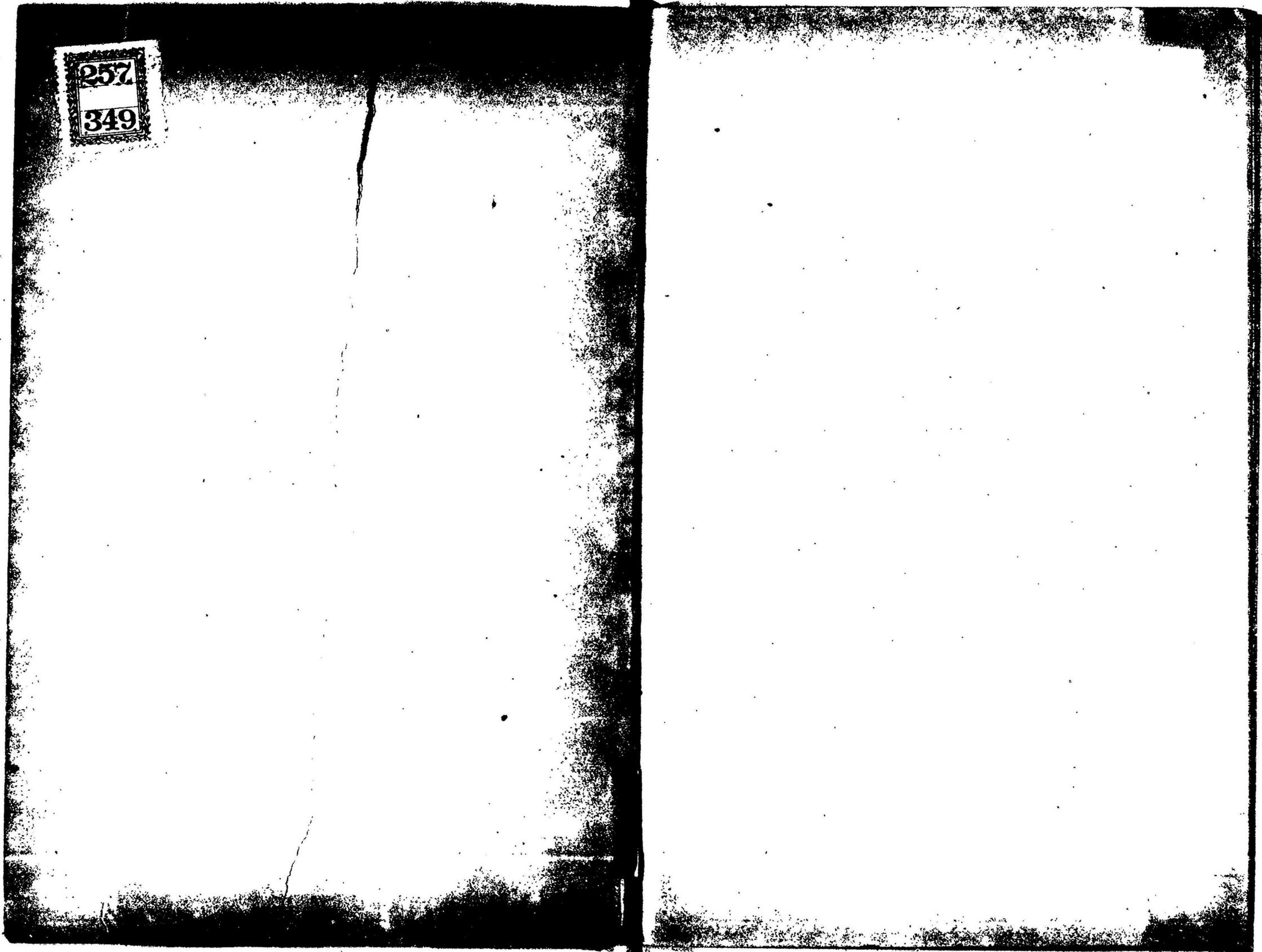
東京市神田區一ツ橋通町七番地(電話本局三二三番)
 神田區今川小路一丁目五番地(電話本局七六六番)
 神田區表神保町三番地(電話本局二二三番)
 大坂市東區船場後町四丁目
 東京 有斐閣書房
 金刺芳流堂
 東 京 堂
 吉岡書店

田尻稻次郎
 東京市小石川區金富町四十六番地
 櫻井義廉
 東京市神田區今川小路二丁目八番地
 太田音次郎
 東京市京橋區西紺屋町二十六番地
 同 勞 舎
 東京市麹町區下六町十七番地

明明明明明明明明
 治治治治治治治治
 三三三三三三三三
 十十十十十十十十
 五五四四四二二一
 年年年年年年年年
 九九七七四四三三
 月月月月月月月月
 月月三二月月月二
 八八十四一五二十
 一七 五二
 日日日日日日日日
 五五四三三再再初初
 版版版版版版版版
 發發發發發發發發
 行行行行行行行行

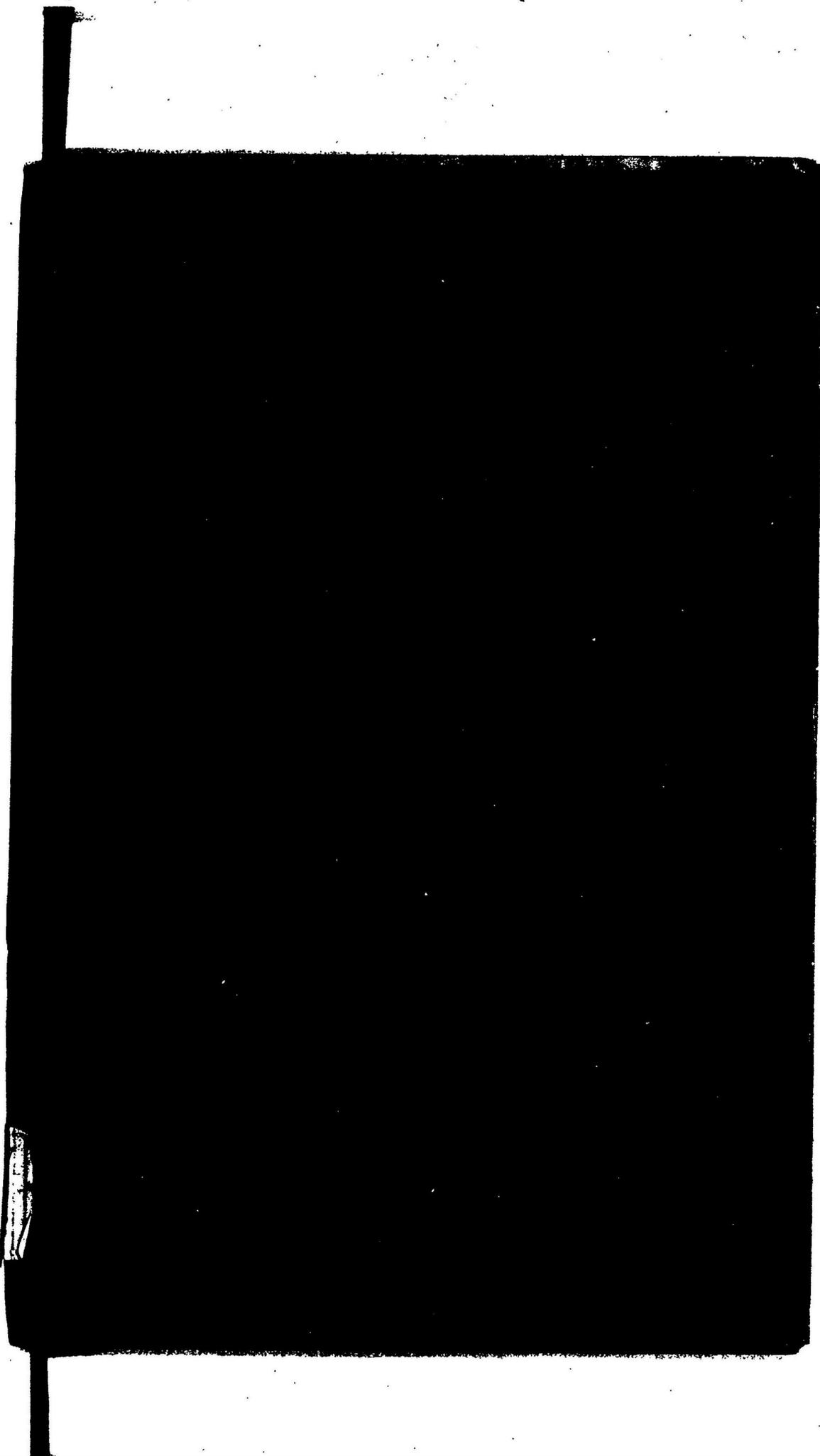
明明明明明明明明
 治治治治治治治治
 四四三三三三三三
 十十十十十十十十
 一一七七六六六六
 年年年年年年年年
 三三二二三三三三
 月月月月月月月月
 廿二十十九十九
 八十七七二九二九
 日日日日日日日日
 八八七七六六六六
 版版版版版版版版
 發發發發發發發發
 行行行行行行行行

經濟大叢典付
 定價金八拾錢



257

349



040215-000-7

特17-523

經濟大意(訂正增補)

田尻 稻次郎/著

M41.3

BDD-0248

